

第1期揖斐川町こども計画

令和7年度～令和11年度



揖斐川町
マスコットキャラクター
かっぱの河太郎

ともに育ち ふれあいの笑顔に満ちたまち いびがわ
～ こども・若者の希望ある未来に向けて ～



令和7年3月
揖斐川町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と概要	2
3 こども・若者に係る国の動向	7
4 「こども」の表記及び年齢区分	8
5 計画の位置付け	9
6 計画の対象	10
7 計画の期間	10
8 計画の策定体制と経過	11
9 SDGsの視点の導入	12
第2章 こどもと家庭を取り巻く環境の状況	13
1 揖斐川町の状況	13
2 アンケート調査結果等からみえる現状	23
3 「こども計画」に向けた現状と課題	38
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 施策の体系	41
4 成果指標	42
第4章 施策の展開	43
1 こどもの育成支援の充実	43
2 子育て家庭への支援の充実	49
3 困難な状況にあるこどもと家庭への支援の充実	56
4 地域社会全体でのこども・子育て支援の充実	60
5 若者への応援・支援の充実	65

第5章 第3期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画	69
1 子ども・子育て支援制度の全体像	69
2 量の見込みと確保方策の考え方	70
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	74
4 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	79
5 地域子ども・子育て支援事業	80
第6章 計画の推進	103
1 推進体制	103
2 進捗管理	104
資料編	105
1 策定経過	105
2 揖斐川町子ども・子育て会議条例	107
3 揖斐川町子ども・子育て会議条例施行規則	108
4 揖斐川町子ども・子育て会議委員	109

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の我が国の状況をみると、少子高齢化が一段と進み、人口減少社会の到来をより強く実感する状況になってきています。また、こどもたちを取り巻く環境をみると、核家族化の進行はもとより、世界情勢の不安定化や天候不順による物価の高騰、企業等の労働力不足により、共働きが必要とされる時代になり、子育てにおいても社会的な支援が必要不可欠となっています。

こうした状況の中、本町では、いじめや不登校等の従来からある問題への対応に加え、児童虐待の相談件数が増加しつつあることにより、児童相談所と連携しながら専門的に対応できる体制を整える必要性が生じています。さらに、こどもの貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等の社会問題への対応も必要となってきています。

国は、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、こどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを示しました。また、同年4月に「こども家庭庁」を発足させ、各省に分かれていたこども関係の部局を一元化することで、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を強力に推進しています。

本町では、「子ども・子育て支援法」等に基づき、平成27年3月に「揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもと子育て家庭への支援に関する施策を計画的に推進してきましたが、現在の計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」の策定が必要となっていました。

しかし、令和5年4月施行の「こども基本法」により、市町村には、新たに「市町村こども計画」を策定する努力義務が生じました。この計画は、市町村が推進する「こども施策」についての計画であり、この計画の作成にあたっては、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、の3法で別々に作成されていた大綱を1つに束ねた上で国が決定した「こども大綱」を勘案することが必要とされました。そして、この「市町村こども計画」と一体的に作成できる計画として、「子ども・子育て支援事業計画」が示されました。

そこで、本町では、こども基本法に基づいて、新たに「第1期揖斐川町こども計画」を策定することとし、その計画の中に「第3期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども施策等を総合的に推進する計画として、本計画を策定することとします。

2 計画の法的根拠と概要

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、国のこども施策に関する基本指針である「こども大綱」を勘案しています。また、「市町村こども計画」はこども施策に関する総合的な計画であり、既存のこどもに関連する複数の計画と密接にかかわっています。

以下では、本計画の法的根拠となる「こども基本法」の概要を記載します。また、本計画に関連する法律として、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」について記載し、「こども大綱」及び「母子保健計画」についてもまとめます。

(1) こども基本法

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的として定められた法律です。この法律の中で、こども施策の基本理念として以下の6つが掲げられており、第10条には、「市町村こども計画」についての規定があります。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) 子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他のこどもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、もって1人1人のこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することが目的として定められています。

子ども・子育て支援給付には、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付があります。子どものための現金給付は児童手当の支給のことであり、子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、地域型保育給付費等のことを指します。施設型給付費としては認定こども園の利用等が該当し、地域型保育給付費としては小規模保育所の利用等が該当します。また、子育てのための施設等利用給付は施設等利用費の支給のことを指しており、「確認」を受けた施設等で実施される「預かり保育」の利用等がこれに該当します。また、この法律に関して、市町村には、「子ども・子育て支援事業計画」を策定すること、「子ども・子育て会議」等の審議会を設置して進捗状況等を確認する努力義務のあることが規定されています。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(3) 次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関する基本理念や関係者の責務等を明らかにし、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項等を定めています。

条件を満たす事業主には一般事業主行動計画の策定が求められており、この計画の中で実施しようとする次世代育成支援対策の内容や実施時期を明らかにする必要があります。また、この計画では、妊娠中及び出産後における配慮、育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすくするための環境の整備、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境の整備等を盛り込むことが示されています。

この法律において、市町村は、「市町村行動計画」を策定できることが記載されています。本町では、「第2期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」において、「市町村行動計画」を含んだ形で計画を策定しており、「第1期揖斐川町こども計画」においても同様に「市町村行動計画」を含めて計画を策定しています。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

(4) 少子化社会対策基本法

我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることに鑑み、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念や国及び地方公共団体の責務を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進することが定められています。

基本的施策としては、雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等、ゆとりのある教育の推進等、生活環境の整備、経済的負担の軽減、教育及び啓発、が定められています。

この法律には、市町村が計画を定めることについての規定はありませんが、「こども大綱」にこの法律に基づく国の大綱が統合されています。

(5) 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することが定められています。

「こども大綱」にこの法律に基づく国の大綱が統合されています。

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(6) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することが定められています。

「こども大綱」にこの法律に基づく国の大綱が統合されています。

(都道府県計画等)

第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(7) こども大綱

「こども大綱」は、それまで別々に作成されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、の3つを1つに統合し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして、令和5年に新たに決定されました。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、次の基本的な方針が掲げられました。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

(8) 母子保健計画

「母子保健計画」は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資することを目的として市町村及び都道府県が策定する計画です。

市町村が定める「母子保健計画」については、母子保健に関する事項を盛り込むことを前提としている次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画や子ども・子育て支援事業計画等と一体的に策定しても良いことが指針において示されているため、本町では、平成27年の揖斐川町子ども・子育て支援事業計画策定当初から次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等と合わせて一体的に策定しています。

3 こども・若者に係る国の動向

- 平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立。「子ども・子育て支援新制度」として認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されることとなった。また、認定こども園制度の改善（施設型給付への一本化等）、地域子ども・子育て支援事業の充実が進められることとなった。
- 平成25年（2013年）6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年（2014年）1月に施行。
- 平成27年（2015年）4月に「子ども・子育て関連3法」が施行され、「子ども・子育て支援新制度」がスタート。
- 令和元年（2019年）10月に、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を開始。認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳児クラスのこどもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスのこどもの利用料（保育料）が無償化された。
- 令和4年（2022年）6月に児童福祉法を改正。一部を除き、令和6年（2024年）4月に施行。この改正の中で、市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることが規定された。
- 令和4年（2022年）6月に「こども基本法」及び「こども家庭庁設置法」が成立。
- 令和5年（2023年）4月に「こども基本法」が施行されるとともに、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に「こどもまんなか社会」の実現のための企画立案・政策推進を担当する「こども家庭庁」が設置された。
- 令和5年（2023年）12月に「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、一元化された。
- 令和5年（2023年）12月、「こども未来戦略」が閣議決定され、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、ことを基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すことが示された。
- 令和6年（2024年）5月、「こどもまんなか実行計画2024」が公開。こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランが示された。

4 「こども」の表記及び年齢区分

この計画書では、令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡「『こども』表記の推奨について（依頼）」に基づき、法令に根拠がある法律用語の場合や、固有名詞として使用されている用語の場合等の特別な場合を除いて「こども」の表記を用いることとします。

本計画における「こども」については、こども基本法第2条の規定に基づき、「心身の発達の過程にある者」として定義します。また、施策等について、こどもの年齢区分が重要となる場合は、次の通り区分することとします。

〈表1 「こども」の年齢区分〉

年齢区分	対象者・年齢
乳幼児期	生まれてから小学校就学前の時期を指します。
幼児期	1歳から小学校就学前の時期を指します。
学童期	小学校就学中の時期を指します。
思春期	中学校就学中から18歳未満の時期を指します。
青年期	18歳から30歳未満の時期を指します。
ポスト青年期	30歳から40歳未満の時期を指します。

〔図1 「こども」の年齢区分〕

生後 0歳～1歳	就学前	小学校	中学校	高校 15歳～18歳	18歳～30歳	30歳～40歳
乳幼児期						
	幼児期					
		学童期				
			思春期			
					青年期	
						ポスト青年期

なお、こども基本法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法等、各法律によって「こども」「子ども」「児童」「生徒」等の表記の違いがあり、それぞれの法律で定義している内容が異なります。

本計画では、基本的に「こども」として表記することとしますが、各法律に基づいてそれぞれの部分を記載する必要がある場合には、できる限りそれぞれの法律において規定されている表記に基づいた記載を行うこととします。この結果、「こども」「児童」「生徒」等の表記が本計画の中に混在することになります。

5 計画の位置付け

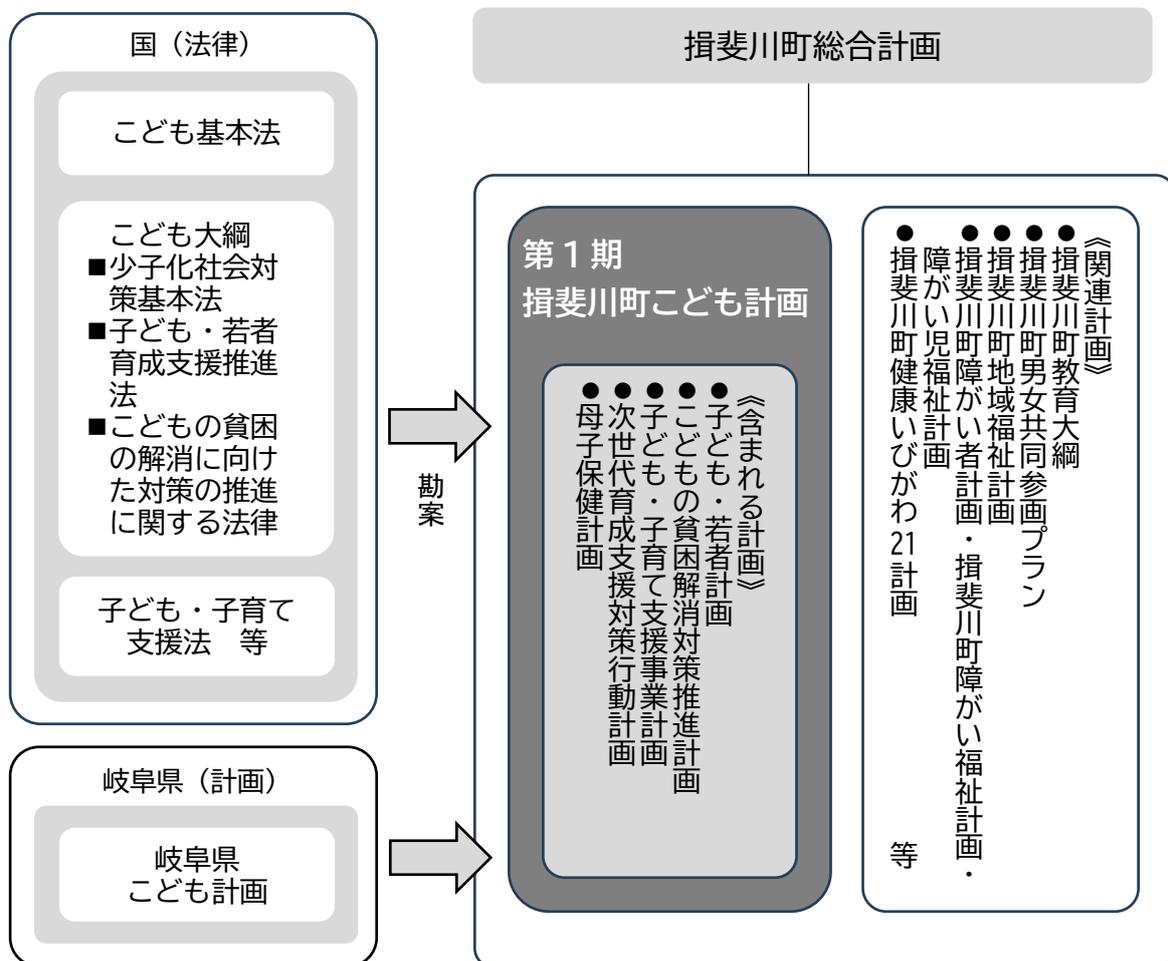
本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、こども基本法第9条に基づいて作成された「こども大綱」を勘案した上で、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、こども基本法第10条第5項に基づき、次の各計画を包含した計画として位置付けます。

- ◆ 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- ◆ 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- ◆ 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ◆ 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- ◆ 「母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」

なお、本計画については、揖斐川町総合計画及び関連する他の計画との整合・連携を図って策定しています。

〔図2 計画の位置付け〕



6 計画の対象

本計画の対象は、すべての子ども・若者と子育て当事者（妊娠期を含む。）、子育て支援に関わる関係機関・団体等とします。

なお、子ども基本法では、「子ども」を特定の年齢にある者とするのではなく、「心身の発達の過程にある者」としています。これは、同法の対象を18歳未満あるいは20歳未満といった特定の年齢に限定すると、必要な支援がその年齢を超えた段階で途切れてしまうおそれがあるためです。しかし、本計画で「子ども」の年齢を定義しない場合、各施策において具体的な対象者像をイメージしにくくなるというデメリットが生じます。

そこで、本計画では、各施策の対象者像として「子ども」と「若者」を使い分けることが必要な場合には、「子ども」はおおむね0歳から18歳未満とし、「若者」はおおむね15歳から40歳未満として定義付けることとします。ただし、両者を使い分けずに「子ども」を使用する場合には、「子ども」の中に「若者」も含まれることとなります。

〔図3 「子ども・若者」の場合の「子ども」と「若者」〕

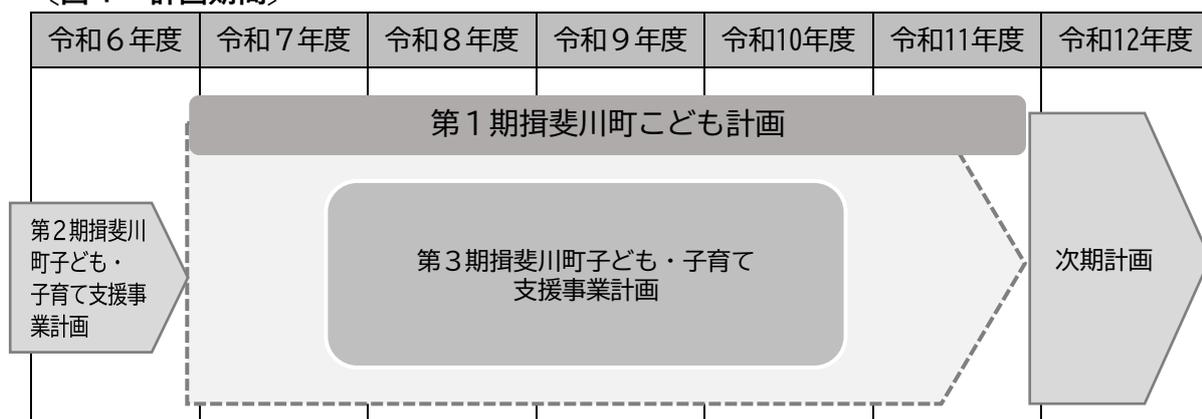
生後	就学前	小学校	中学校	高校 15歳～18歳	18歳～40歳
子ども（「若者」と使い分ける場合）					
				若者	

7 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

〔図4 計画期間〕



8 計画の策定体制と経過

(1) ニーズ調査（アンケート調査）の実施

本計画に子ども・若者や子育て当事者の意見を反映するとともに、ニーズの実態について把握し、教育・保育等の「量の見込み」の算出の基礎資料とするため、次の通りニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

〈表2 ニーズ調査（アンケート調査）の対象者〉

調査区分	調査対象者	実施年度	実施方法
保護者	就学前保護者	令和5年度	詳細については第2章の通り。
	小学生保護者		
子ども・若者	小学5年生		
	中学2年生		
	高校2年生クラス年齢 (16歳～17歳)		
	「二十歳の集い」参加者 ※町内居住者のみ (19歳～20歳)		
		行事の案内文書に同封してQRコードを配布し、オンラインで回答を受け付けたところ、対象者166人中37人（約22.3%）から回答あり。	

(2) 医療・介護・福祉関係者を対象としたワークショップの実施

令和5年度に開催した町の関係課・関係機関、町内の医療機関、社会福祉協議会等の職員が参加する医療・介護・福祉に関する勉強会において、「子ども計画」をテーマにワークショップを実施しました。また、終了後にアンケート調査を実施し、ワークショップ参加者のうち、39人から回答がありました。

(3) 「揖斐川町子ども・子育て会議」の開催

本計画に子ども・若者や子育て当事者の意見を反映するとともに、本町における子ども施策について幅広い議論を行うため、子どもの保護者や子育て支援に関わる関係機関・関係団体の代表者、学識経験者等からなる「揖斐川町子ども・子育て会議」を3回開催し、計画内容について審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

令和7年1月31日～2月16日にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する意見を聴取しました。

9 SDGsの視点の導入

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画においても、SDGsの視点・考え方を取り入れ、こども施策を推進します。

〔図5 本計画に関連する持続可能な開発目標（SDGs）〕



第2章

こどもと家庭を取り巻く環境の状況

1 揖斐川町の状況

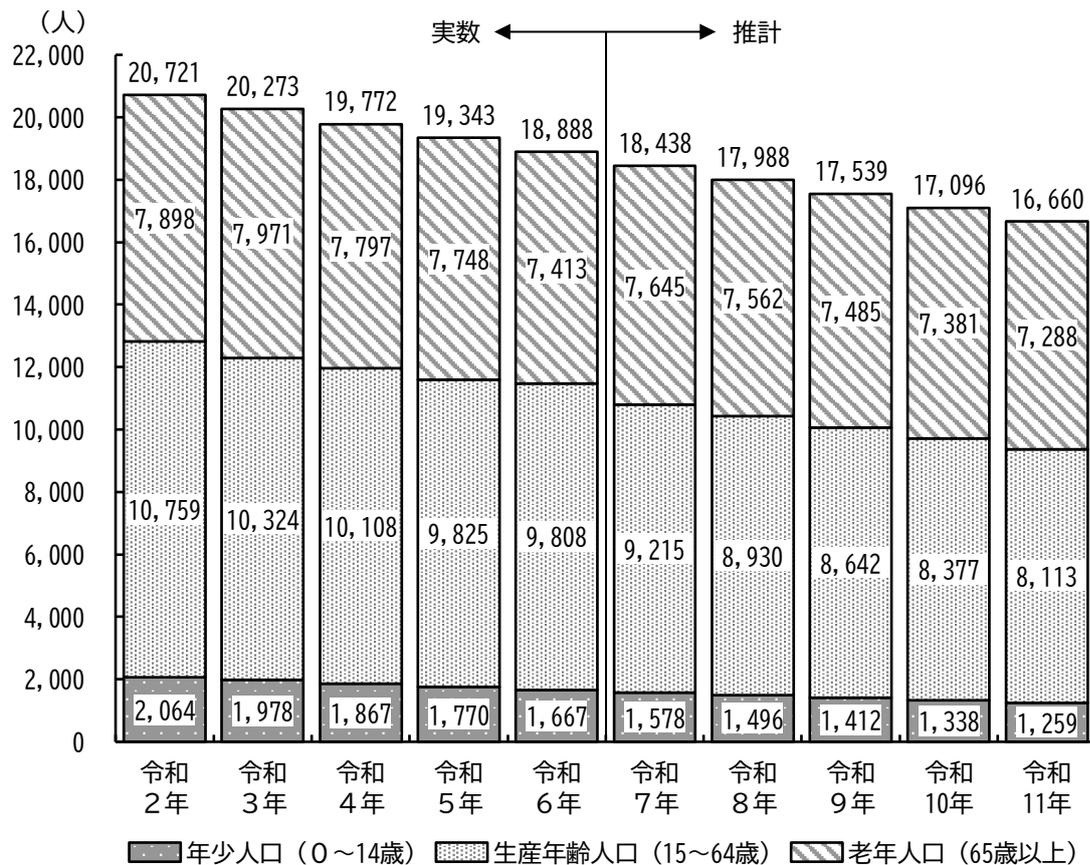
(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移と推計

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で18,888人となっています。令和7年以降も減少が続き、令和11年で16,660人と見込まれています。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、すべての区分で減少しています。

〔図6 年齢3区分別人口の推移と推計〕

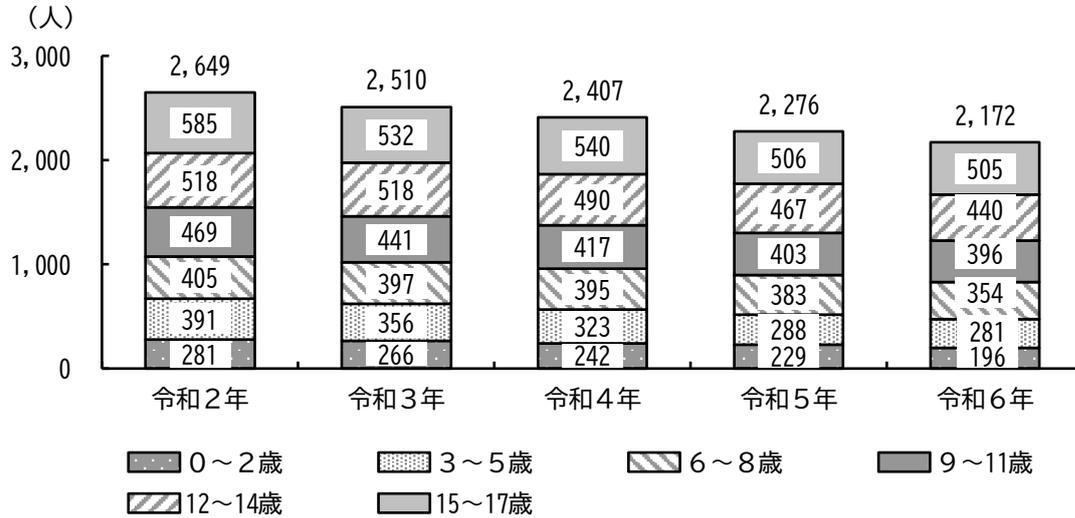


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）、推計はコーホート変化率法で算出

② こども人口の推移

本町の0歳から17歳のこども人口は年々減少しており、令和6年3月末現在で2,172人となっています。

〔図7 こども人口の推移〕

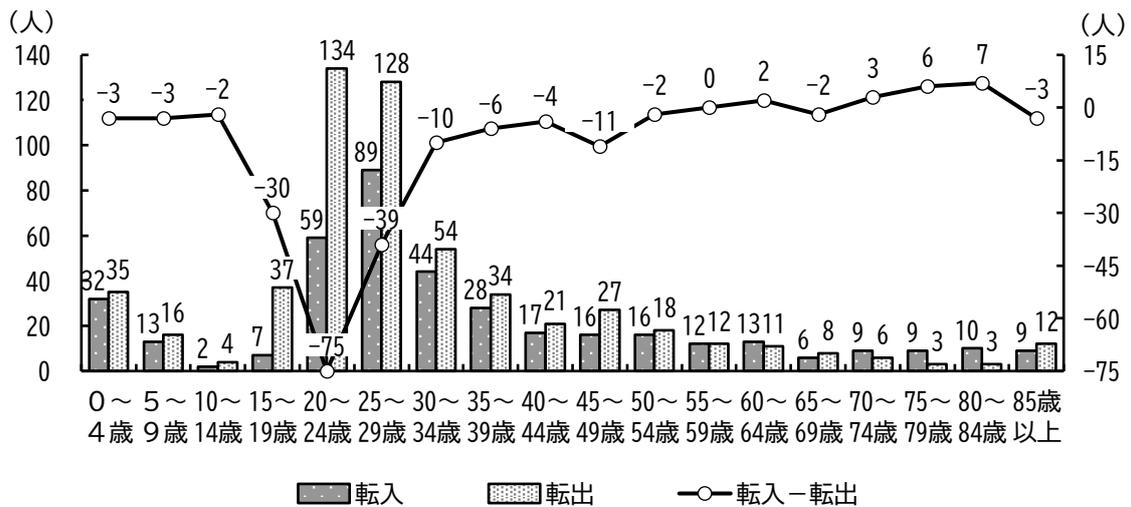


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年代別転入出

本町の令和5年の年代別転入出の状況は、55～64歳、70～84歳を除き、転出超過にあります。特に20～24歳の転出超過が顕著で、75人となっています。

〔図8 年代別転入出〕



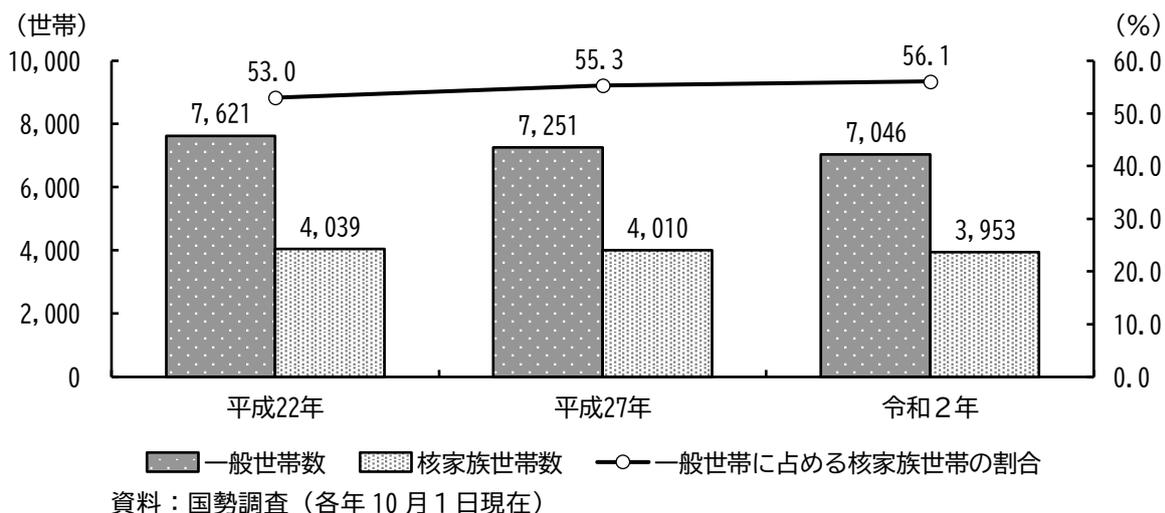
資料：住民基本台帳（令和5年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は横ばい状態にあり、令和2年で3,953世帯となっています。一般世帯数は年々減少しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあります。

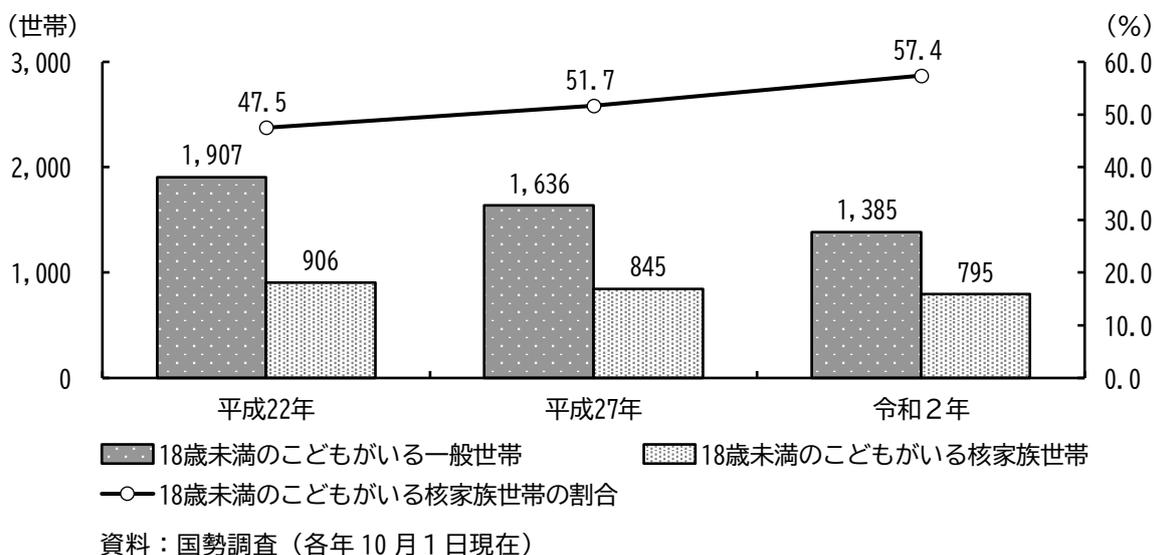
〔図9 世帯の状況〕



② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で1,385世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少しているものの、一般世帯数に占める18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。

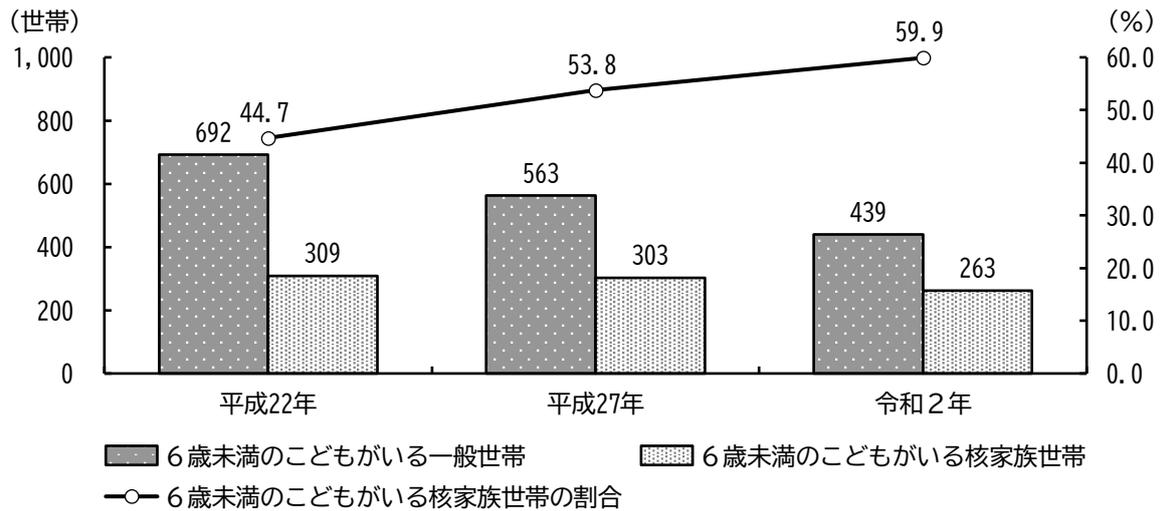
〔図10 18歳未満の子どもがいる世帯の状況〕



③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年で439世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少しているものの、一般世帯に占める6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は、近年で最も高い割合となっています。

〔図11 6歳未満の子どもがいる世帯の状況〕

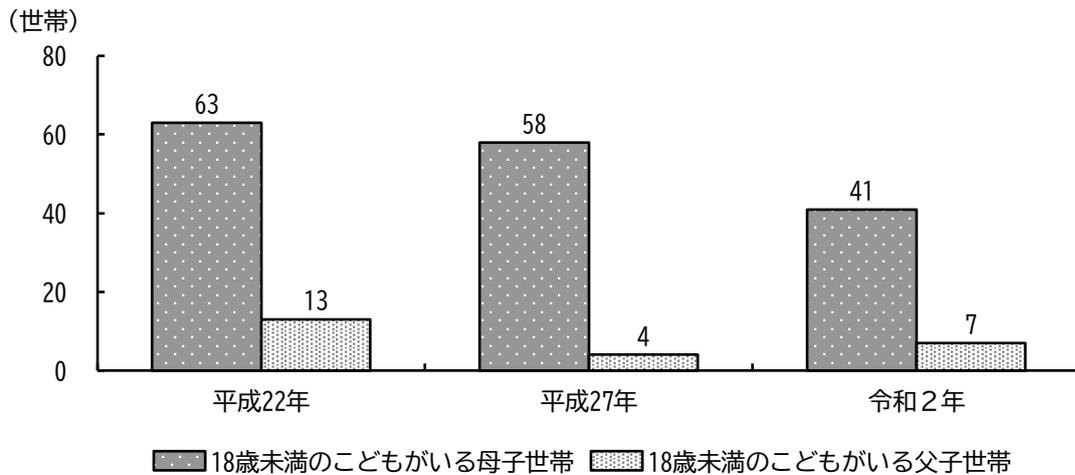


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は減少しており、令和2年で18歳未満の子どもがいる母子世帯が41世帯、18歳未満の子どもがいる父子世帯が7世帯となっています。

〔図12 ひとり親世帯の推移〕



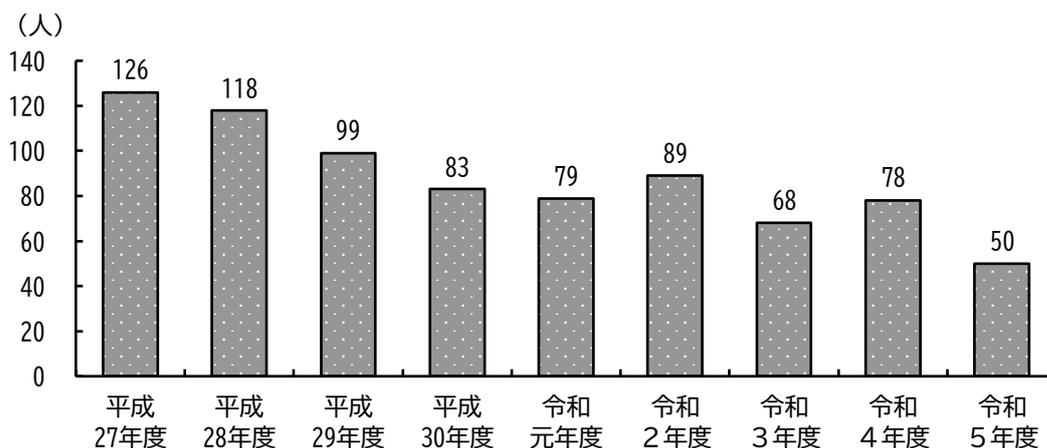
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本町の出生数は増減を繰り返していますが、令和5年度では50人となり、平成27年度以降で最も少なくなっています。

〔図13 出生数の推移〕

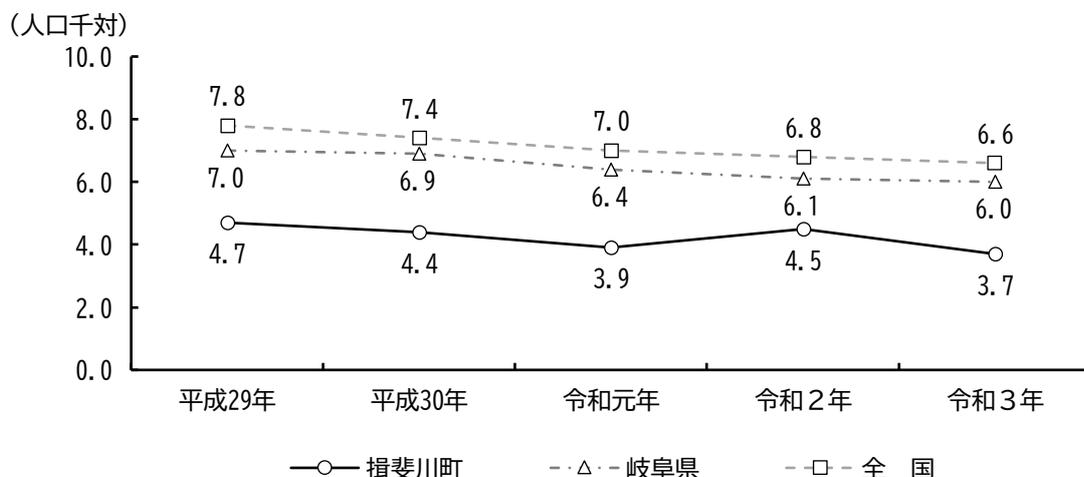


資料：住民基本台帳（各年4月1日～翌年3月末の計）

② 出生率の推移

本町の出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年からの5年で令和3年が最も低く3.7となっています。また、県、全国と比較すると低い値で推移しています。

〔図14 出生率の推移〕

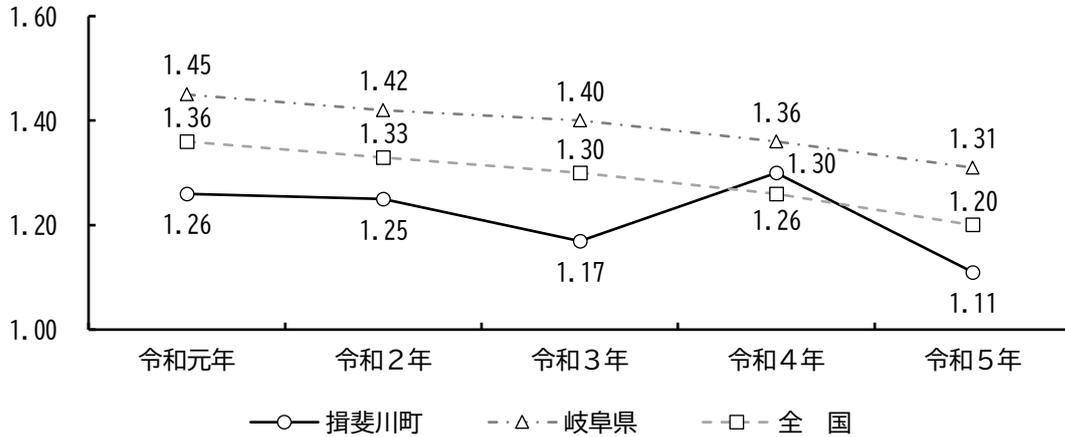


資料：西濃地域の公衆衛生（各年1月1日～12月31日のデータをもとに算出）

③ 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で1.11となっています。また、県・全国と比較すると低い値で推移しています。

〔図15 合計特殊出生率〕



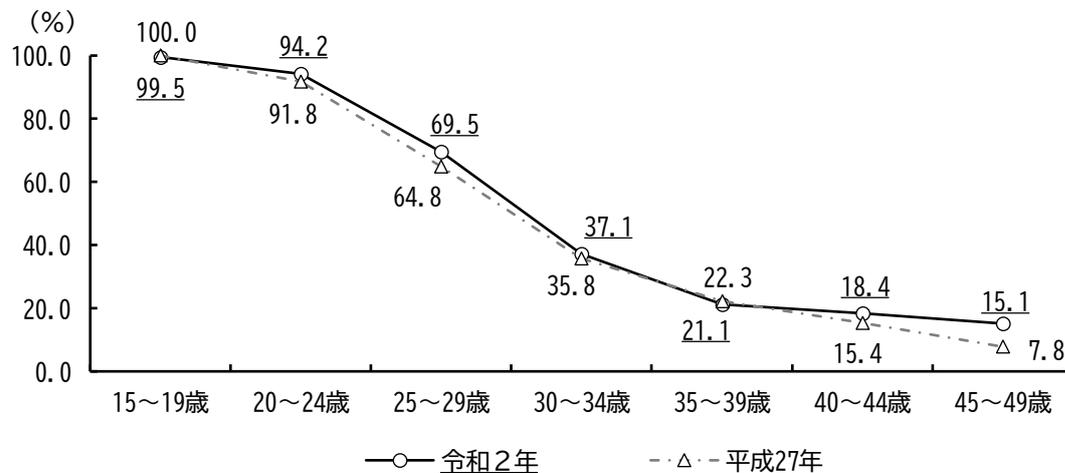
資料：人口動態調査（各年1月1日～12月31日のデータをもとに算出）

（4）未婚・結婚の状況

① 女性の年齢別未婚率の推移

本町の女性の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年に比べ令和2年で、15～19歳、35～39歳以外の年代で未婚率が上昇しています。

〔図16 年齢別未婚率の推移〕



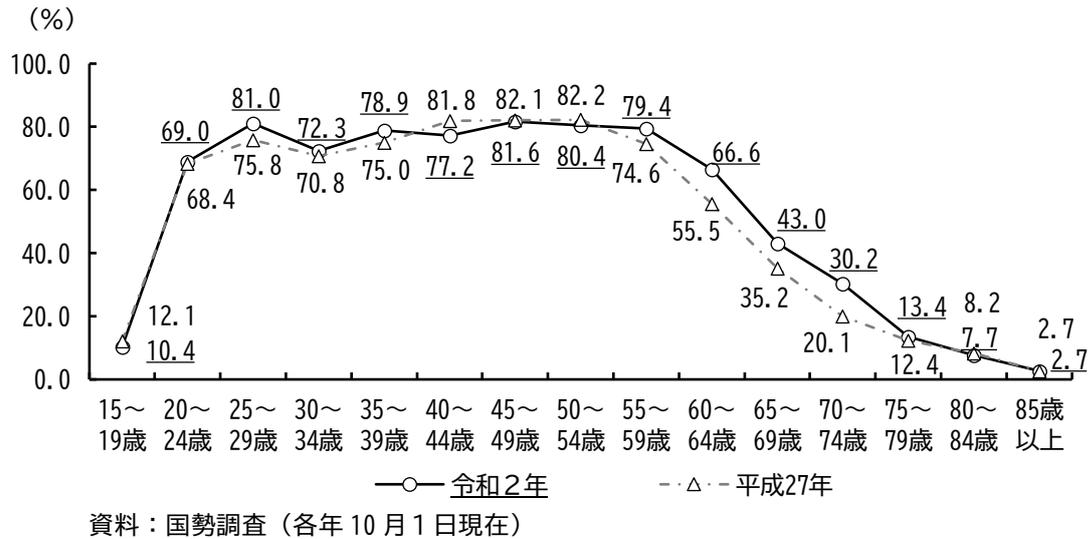
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～34歳の就業率は平成27年に比べ令和2年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

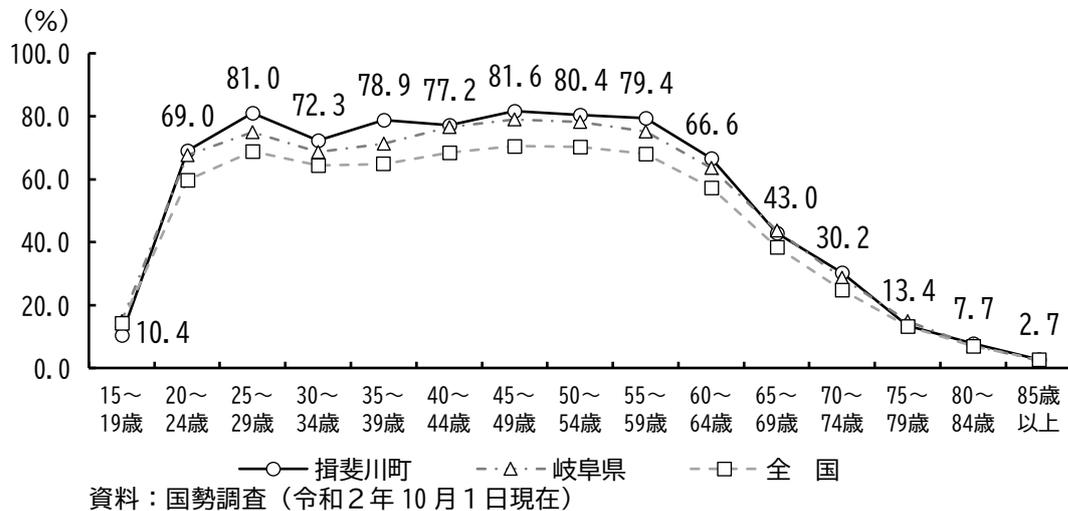
〔図17 女性の年齢別就業率の推移〕



② 女性の年齢別就業率の推移（令和2年 県・国比較）

本町の令和2年の女性の年齢別就業率を県・国と比較すると、20～64歳までで、岐阜県、国より高くなっています。

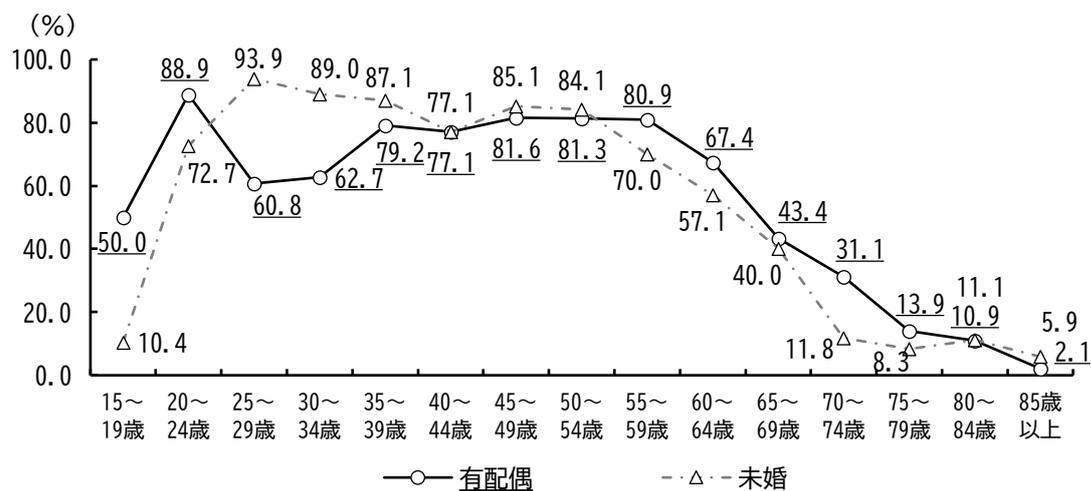
〔図18 女性の年齢別就業率（令和2年 県・国比較）〕



③ 女性の年齢別就業率（令和2年 有配偶・未婚比較）

本町の令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、特に25歳から39歳において有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

〔図19 女性の年齢別就業率（令和2年 有配偶・未婚比較）〕



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

(6) 幼稚園の入所状況

幼稚園の入所状況をみると、減少傾向で推移しており、令和5年で251人となっています。

〈表3 幼稚園の入所状況〉

単位：人

	令和6年 定員	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
やまと・きたがた幼稚園	170	99	91	88	88	65
いび幼稚園	100	65	61	54	45	41
きよみず幼稚園	45	31	28	30	29	22
おじま幼稚園	100	93	99	94	82	71
たにぐみ幼稚園	90	67	64	55	51	46
かすが幼稚園	30	8	6	6	9	6
くぜ幼稚園	-	14	14	7	-	-
さかうち幼稚園	-	3	-	-	-	-
合計	535	380	363	334	304	251

※くぜ幼稚園、さかうち幼稚園については休園中。かすが幼稚園も令和7年度より休園見込み。

資料：庁内資料

(7) 留守家庭児童教室の状況

町内6小学校下において、留守家庭児童教室として学童保育を実施しています。利用児童数は令和元年から令和3年にかけて減少し、令和3年から令和5年にかけて増加しており、令和5年で165人となっています。

〈表4 留守家庭児童教室の状況〉

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用児童数（人）	125	117	107	122	165
箇所数（か所）	6	6	6	6	6

資料：庁内資料

(8) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

児童虐待通報件数は、年度によってばらつきがあり、令和5年度で9件となっています。

〈表5 児童虐待通報件数の推移〉

単位：件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
通報件数	4	3	4	3	9

資料：庁内資料

② 児童虐待見守り世帯数の推移

児童虐待見守り世帯数は、年度によってばらつきがあり、令和5年度で45世帯となっています。

〈表6 児童虐待見守り世帯数の推移〉

単位：世帯

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童虐待見守り世帯数	9	20	16	18	45

資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数の推移

就学援助認定者数の推移をみると、年度によってばらつきがあり、令和5年度では小学生が33人、中学生が19人となっています。

〈表7 就学援助認定者数の推移〉

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学生	35	29	29	29	33
中学生	34	27	24	15	19

資料：庁内資料

2 アンケート調査結果等からみえる現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

この調査は、子ども・子育て支援法に基づく「第3期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的とし、小学校6年生以下の児童を持つ保護者、小学5年生、中学2年生、16～17歳（高校2年生クラス年齢）を対象として実施しました。

就学前児童の保護者に対しては、保育サービス等の利用状況や利用意向、子育てについての悩み、仕事と子育て等について、また、小学生の保護者に対しては、放課後児童クラブの利用状況や利用意向、仕事と子育て、病気・病後の対応等についてお聞きしました。さらに、小学5年生、中学2年生、16～17歳（高校2年生クラス年齢）には生活の満足度や悩みごと、日頃の生活状況等についてお聞きしました。

② 調査方法

区 分	①就学前児童 保護者調査	②小学生 保護者調査	③小学生調査	④中学生調査	⑤16～17歳調査
調査対象者	就学前児童の保護者全数。ただし、就学前児童が2人以上いる世帯は1人とした。	小学生の保護者全数。ただし、小学生が2人以上いる世帯は1人とした。	小学5年生全数	中学2年生全数	16～17歳全数 (高校2年生クラス年齢)
調査方法	幼稚園・保育園通園児は各園にて配布・回収。幼稚園児・未就園児は郵送配布・郵送回収	学校にて配布・郵送回収	学校にて配布・回収		郵送配布・郵送回収
調査基準日	令和6年1月1日		令和5年12月1日		令和6年1月1日
調査期間	令和6年1月15日～1月31日		令和5年12月14日～12月28日		令和6年1月15日～1月31日

③ 回収結果

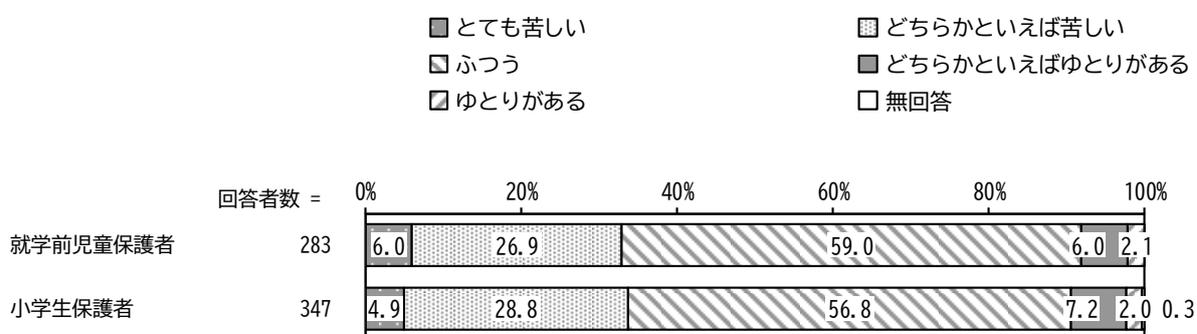
区 分	①就学前児童 保護者調査	②小学生 保護者調査	③小学生調査	④中学生調査	⑤16～17歳調査
配布数	384通	548通	127通	152通	174通
回収数	284通	347通	126通	141通	87通
有効回答数	283通	347通	126通	141通	85通
有効回答率	73.7%	63.3%	99.2%	92.8%	48.9%

(2) 子どもと家族の状況

① 経済状況

就学前児童保護者調査では、経済的にみた現在の状況は、「ふつう」が59.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば苦しい」(26.9%)となっています。「とても苦しい」と「どちらかといえば苦しい」を合計した〈経済的に苦しい〉が32.9%、「どちらかといえばゆとりがある」と「ゆとりがある」を合計した〈経済的にゆとりがある〉が8.1%です。

小学生保護者調査では、「ふつう」が56.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば苦しい」(28.8%)となっています。「とても苦しい」と「どちらかといえば苦しい」を合計した〈経済的に苦しい〉が33.7%、「どちらかといえばゆとりがある」と「ゆとりがある」を合計した〈経済的にゆとりがある〉が9.2%です。

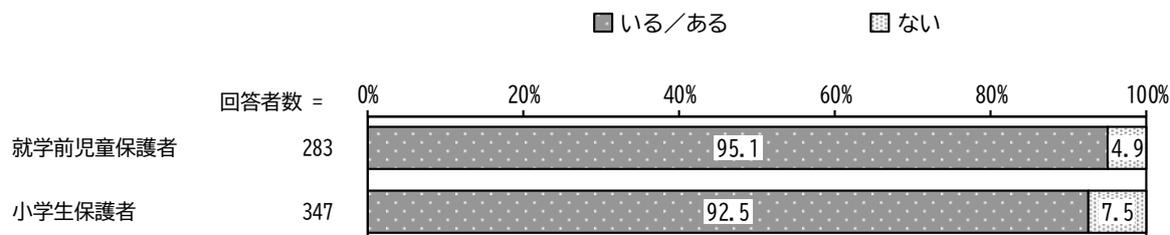


(3) こどもの育ちをめぐる環境

① 相談相手の有無

就学前児童保護者調査では、子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、相談できる場があるかとたずねたところ、「いる／ある」が95.1%となっています。

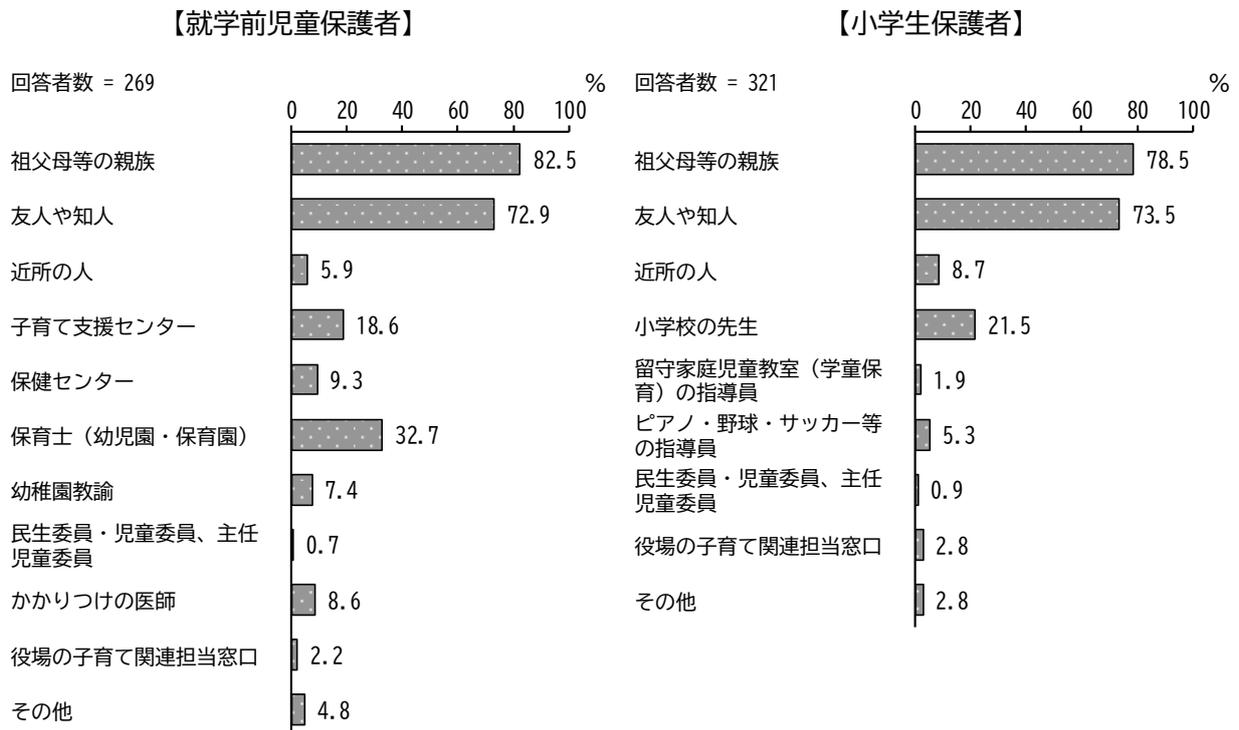
小学生保護者調査では、回答者の92.5%が子育ての相談を気軽にできる相手が「いる／ある」と答えています。



② 相談相手

就学前児童保護者調査では、前問で気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と答えた人に、その相談相手等をたずねたところ、「祖父母等の親族」が82.5%と最も高く、次いで「友人や知人」(72.9%)となっています。そのほかでは、「保育士(幼稚園・保育園)」が30%以上の比較的高い割合です。

小学生保護者調査では、前問で子育てに関する相談相手が「いる／ある」と答えた人の相談先は、「祖父母等の親族」(78.5%)と「友人や知人」(73.5%)が高く、次いで「小学校の先生」(21.5%)などとなっています。

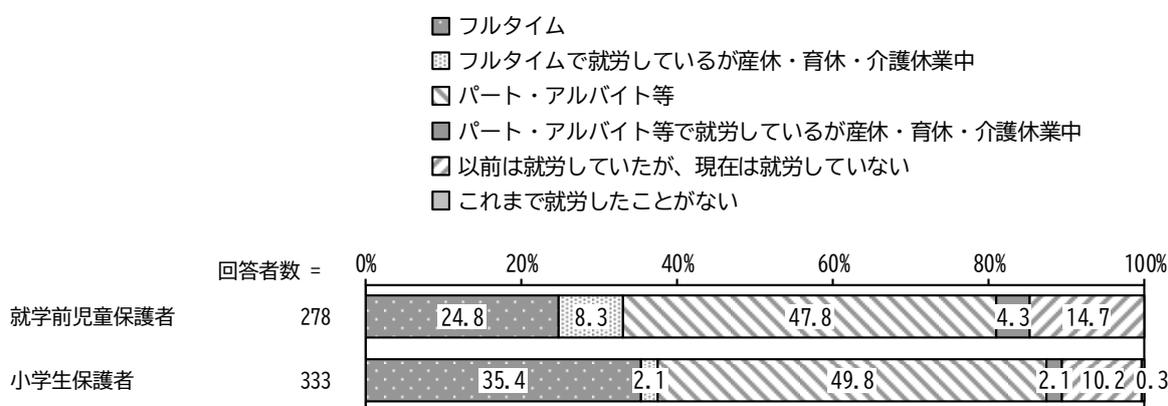


(4) 保護者の就労状況等

① 母親の就労状況

就学前児童保護者調査では、母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」(以下「パート等」といいます)が47.8%と最も高く、次いで「フルタイム」(24.8%)が高くなっています。「産休・育休・介護休業中」は、フルタイムとパート等を合わせると12.6%になります。

小学生保護者調査では、母親の就労状況は、「パート等」が49.8%と最も高く、次いで「フルタイム」(35.4%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(10.2%)などとなっています。「産休・育休・介護休業中」は、フルタイムとパート等を合わせると4.2%になります。

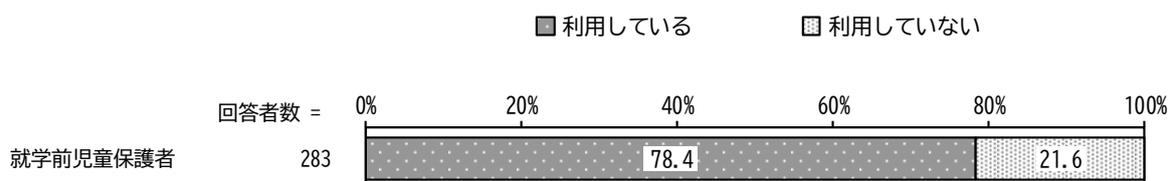


※就学前児童保護者調査では、「これまで就労したことがない」という選択肢には該当がありませんでした。

(5) 平日の定期的な教育・保育事業（就学前児童保護者調査）

① 定期的な教育・保育事業の利用の有無

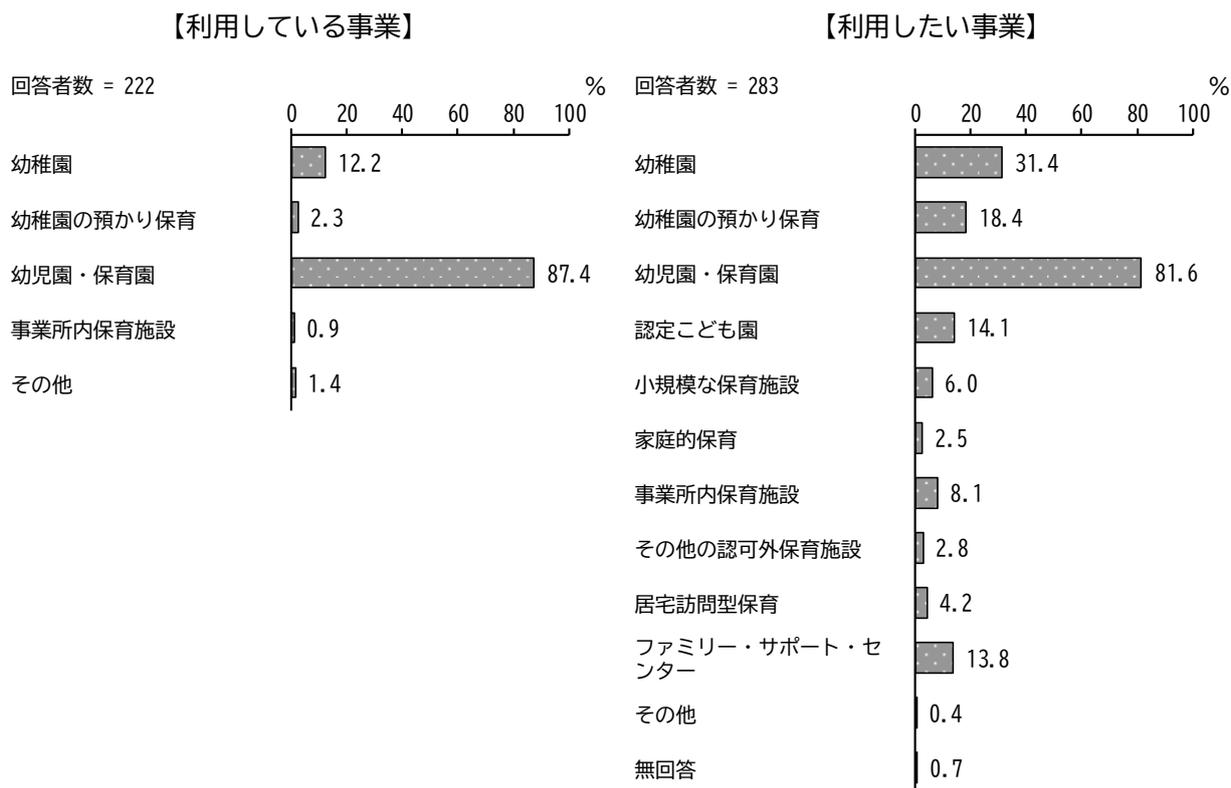
「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用しているサービスをいい、幼稚園、幼児園・保育園、事業所内保育施設等が該当します。定期的な教育・保育事業は、調査対象であるこどもの78.4%が利用しています。



② 利用している事業・利用したい事業

利用している事業では、「幼児園・保育園」が87.4%と最も高く、次いで「幼稚園」(12.2%)、「幼稚園の預かり保育」(2.3%)となっています。全体の合計が104.2%となっているので、わずかですが複数のサービスを利用していると答えた人がいます。

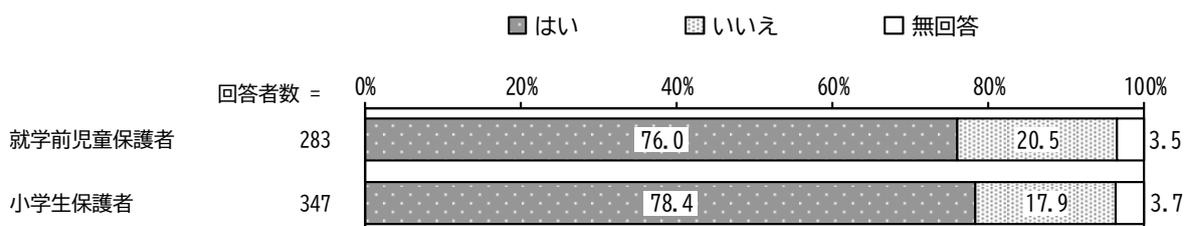
現在利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育事業として、定期的に利用したい事業は、「幼児園・保育園」(81.6%)が最も高く、次いで「幼稚園」(31.4%)、「幼稚園の預かり保育」(18.4%)などとなっています。



③ 子育て支援センターの利用状況

就学前児童保護者調査では、子育て支援センターを利用したことがあるかとたずねたところ、「はい」が76.0%となっています。

小学生保護者調査では、「はい」が78.4%となっています。

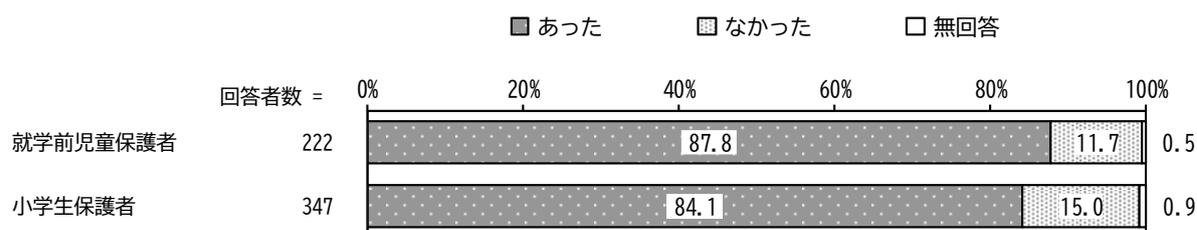


(6) こどもが病気の時の対応

① 病気等で定期的な事業が利用できなかったことの有無

就学前児童保護者調査では、平日の定期的な教育・保育事業を利用しているこどもが病気やケガで通常の定期的な教育・保育事業が利用できなかったことの有無について、「あった」が87.8%、「なかった」が11.7%です。

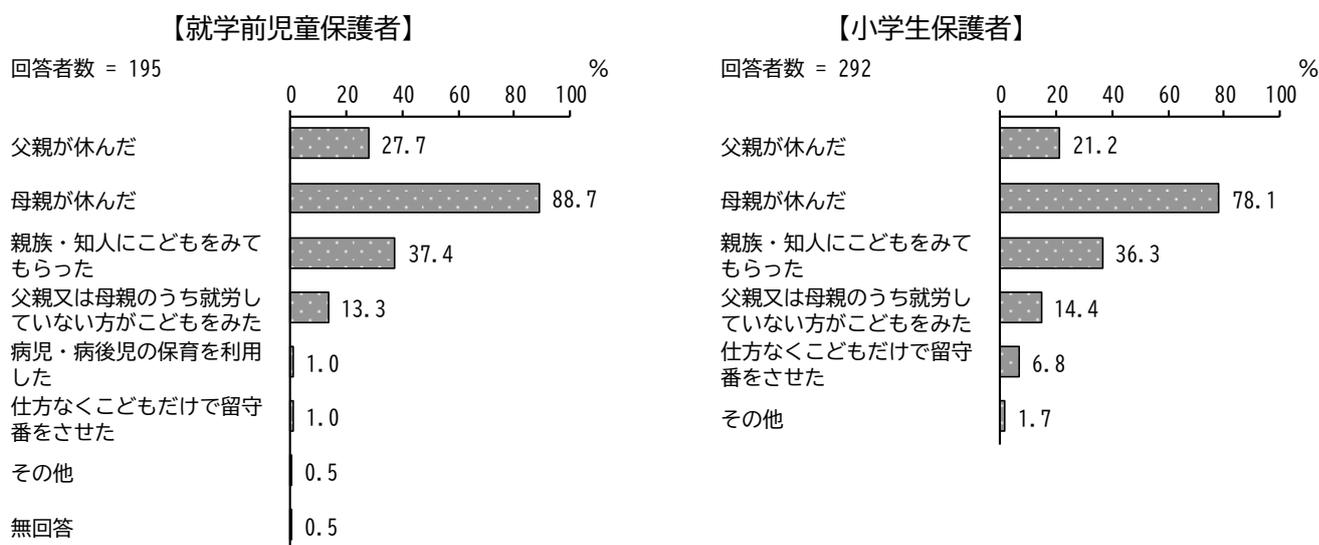
小学生保護者調査では、この1年間に、こどもが病気等で学校を休まなければならなかったことの有無について、「あった」が84.1%、「なかった」が15.0%です。



② 病気等で定期的な事業が利用できなかった時の対処方法

就学前児童保護者調査では、平日の定期的な教育・保育事業を利用しているこどもが病気等で事業が利用できなかった時の対処方法については、「母親が休んだ」(88.7%)が最も高く、次いで「親族・知人にこどもをみてもらった」(37.4%)、「父親が休んだ」(27.7%)、「父親又は母親のうち就労していない方がこどもをみた」(13.3%)の順となっています。「病児・病後児の保育を利用した」は1.0%でした。

小学生保護者調査では、この1年間に、こどもが病気等で学校を休んだ場合の対処方法については、「母親が休んだ」の78.1%が最も高く、次いで「親族・知人にこどもをみてもらった」(36.3%)、「父親が休んだ」(21.2%)の順となっています。



※就学前児童保護者調査では、「ベビーシッターを利用した」という選択肢には該当がありませんでした。

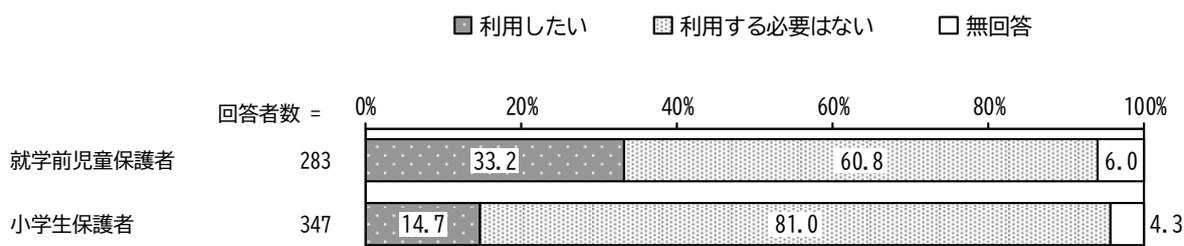
※小学生保護者調査では、「病児・病後児の保育を利用した」、「ベビーシッターを利用した」という選択肢には該当がありませんでした。

(7) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり

① 不定期の教育・保育事業の利用意向

就学前児童保護者調査では、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で教育・保育事業を「利用したい」と答えているのは33.2%です。

小学生保護者調査では、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、こどもを預かってくれる事業を不定期的に「利用したい」と答えているのは14.7%です。

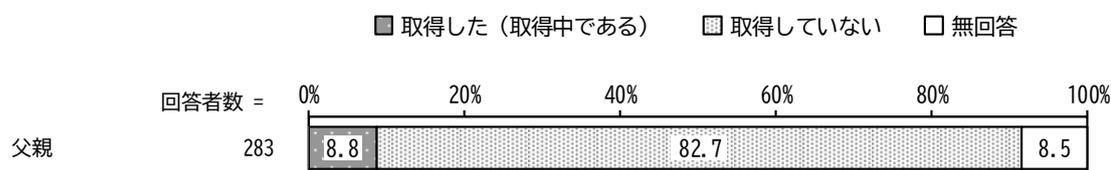
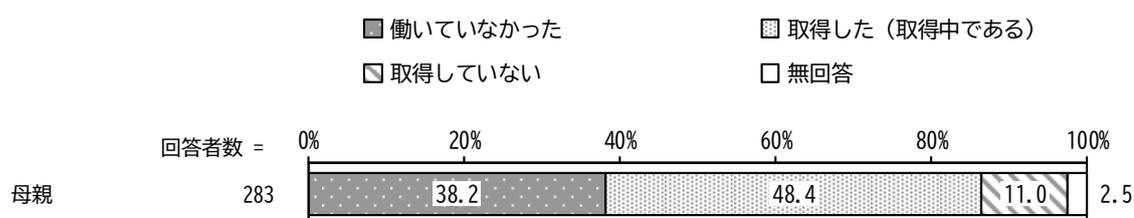


(8) 育児休業制度（就学前児童保護者調査）

① 育児休業の取得状況

母親では、育児休業を「取得した（取得中である）」は48.4%ですが、こどもの出産時に「働いていなかった」が38.2%います。

父親では、育児休業を「取得した（取得中である）」は8.8%（25人）です。

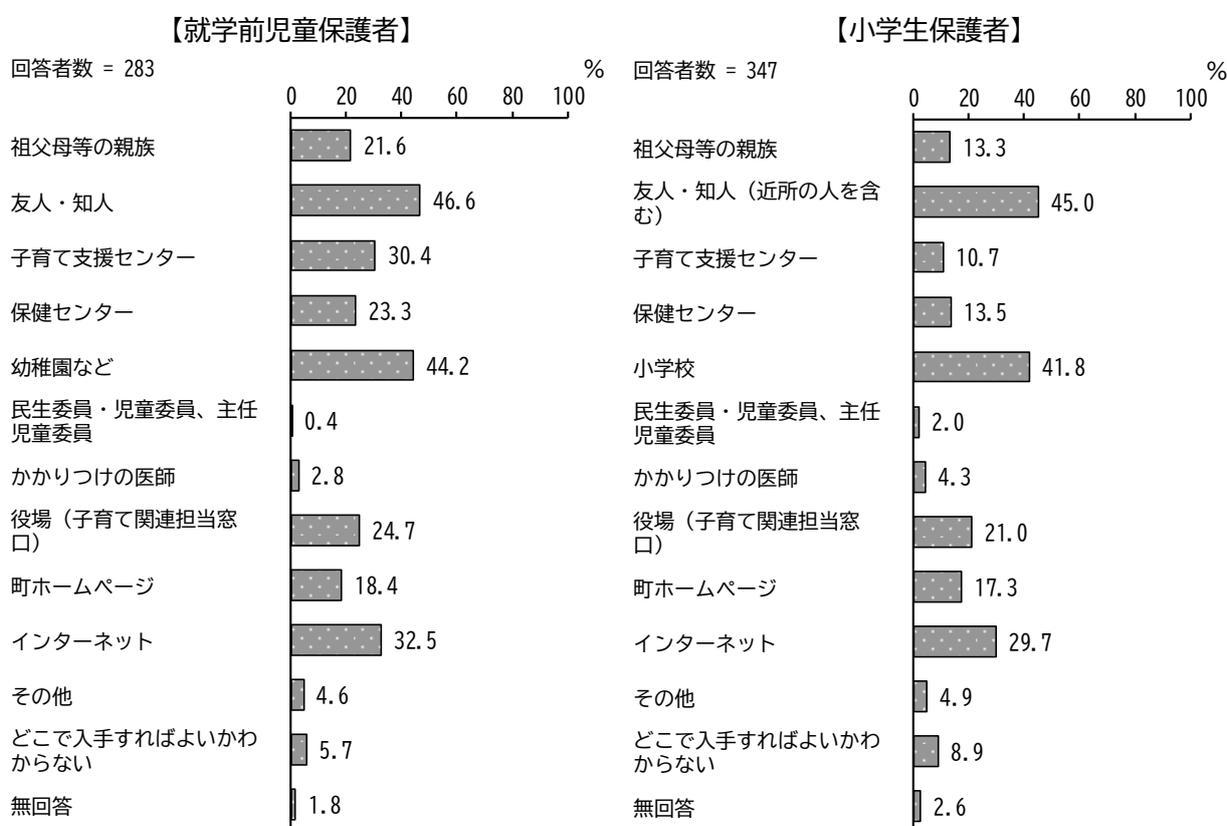


(9) 子育て観やサービスの満足度

① 子育てに関する情報の取得方法

就学前児童保護者調査では、子育てに関する情報の取得方法については、「友人・知人」が46.6%と最も高く、「幼稚園など」(44.2%)、「インターネット」(32.5%)、「子育て支援センター」(30.4%)となっています。また、「どこで入手すればよいかわからない」が5.7%あります。

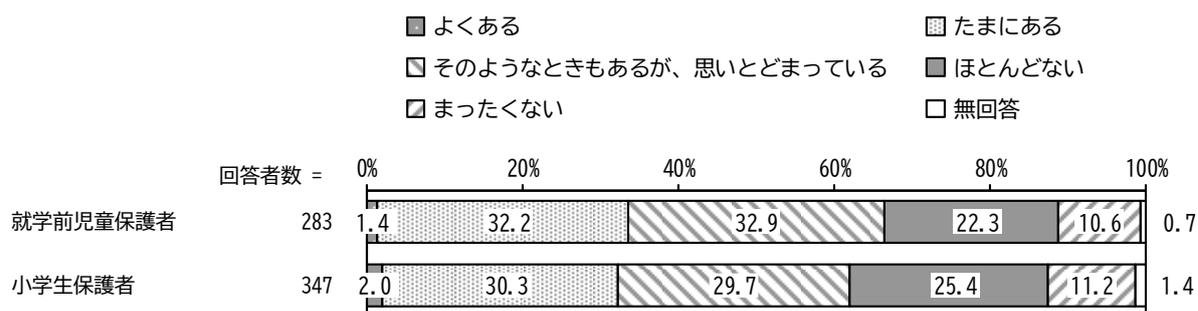
小学生保護者調査では、「友人・知人(近所の人を含む)」が45.0%と最も高く、「小学校」(41.8%)、「インターネット」(29.7%)、「役場(子育て関連担当窓口)」(21.0%)となっています。また、「どこで入手すればよいかわからない」が8.9%あります。



② 子どもに対する暴言や暴力

就学前児童保護者調査では、「子どもに対して思わずたたいたり、子どもの心を傷つける言動をしたり、子どもの世話をしない事があるか」という設問では、「そのようなときもあるが、思いとどまっている」が32.9%と最も高くなっていますが、「よくある」(1.4%)と「たまにある」(32.2%)を合計した〈子どもを傷つけることがある〉が33.6%あります。

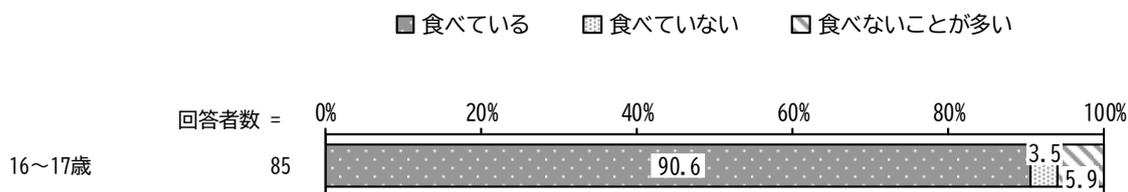
小学生保護者調査では、「たまにある」が30.3%と最も高くなっており、これに「よくある」(2.0%)を加えた〈子どもを傷つけることがある〉が32.3%あります。



(10) 小学生調査・中学生調査・16～17歳調査

① 朝食の摂取（16～17歳）

普段、朝食を食べているかたずねたところ、「食べている」が90.6%を占めており、「食べないことが多い」(5.9%)、「食べていない」(3.5%)となっています。

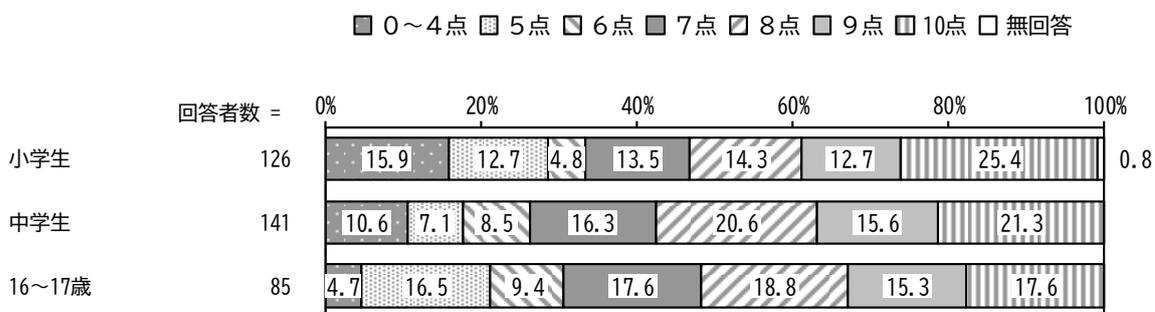


② 生活の満足度

今の生活の満足度を「まったく満足していない」を0点、「とても満足」を10点とした場合、何点になるかをたずねたところ、小学生調査では、「10点」が25.4%と最も高く、次いで「0～4点」(15.9%)、「8点」(14.3%)、「7点」(13.5%)となっています。

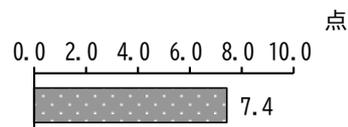
中学生調査では、「10点」が21.3%と最も高く、次いで「8点」(20.6%)、「7点」(16.3%)、「9点」(15.6%)となっています。

16～17歳調査では、「8点」が18.8%と最も高く、次いで「7点」及び「10点」(17.6%)、「5点」(16.5%)、「9点」(15.3%)となっています。



16～17歳の生活の満足度の平均点は 回答者数 = 85
7.4点となっています。

16～17歳

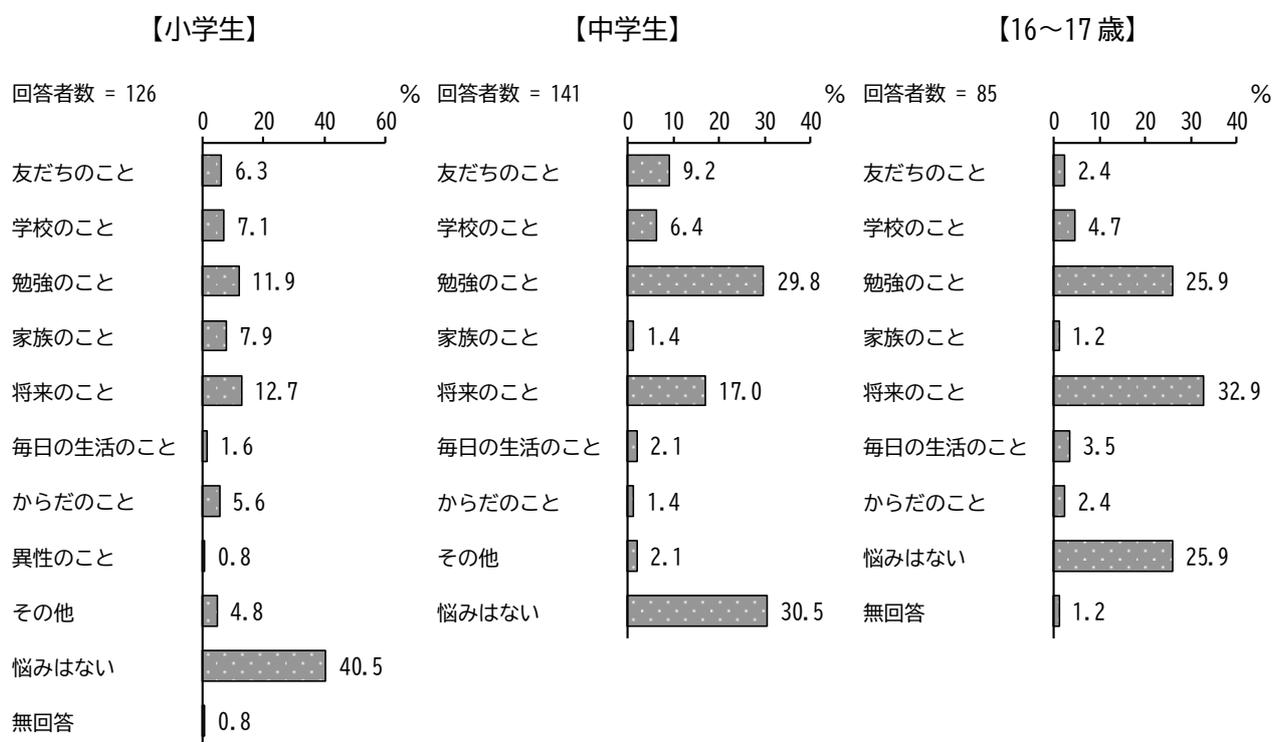


③ 最も悩んでいること・気がかりなこと

今、最も悩んでいること・気がかりなことをたずねたところ、小学生調査では、「悩みはない」が40.5%と最も高くなっており、次いで「将来のこと」(12.7%)、「勉強のこと」(11.9%) などとなっています。

中学生調査では、「悩みはない」が30.5%と最も高くなっていますが、「勉強のこと」も29.8%の高い割合です。そのほかでは、「将来のこと」(17.0%)、「友だちのこと」(9.2%) などの順となっています。

16～17歳調査では、「将来のこと」が32.9%と最も高くなっており、「勉強のこと」(25.9%)、「悩みはない」(25.9%) となっています。



※中学生調査では、「異性のこと」という選択肢には該当がありませんでした。

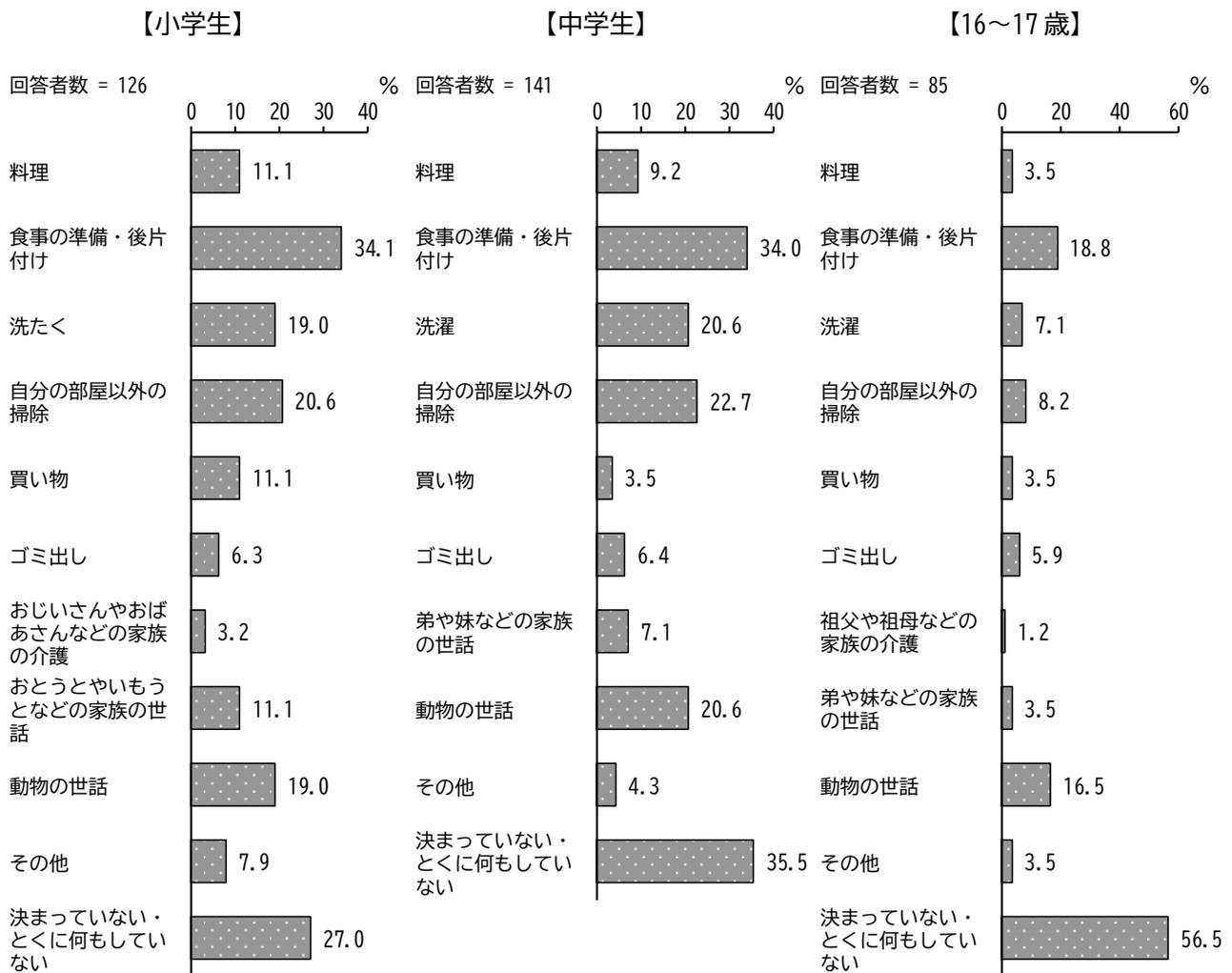
※16～17歳調査では、「職場のこと」、「仕事のこと」、「異性のこと」、「その他」という選択肢には該当がありませんでした。

④ 家事作業

家で決まって行っている手伝いや家事作業があるかたずねたところ、小学生調査では、「食事の準備・後片付け」が34.1%と最も高く、「決まっていない・とくに何もしていない」(27.0%)、「自分の部屋以外の掃除」(20.6%)、「洗たく」及び「動物の世話」(19.0%)となっています。

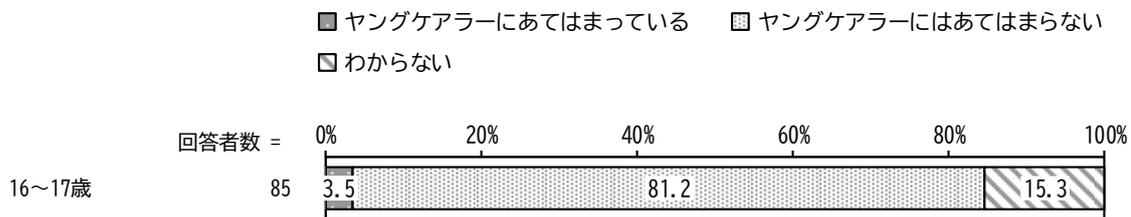
中学生調査では、「決まっていない・とくに何もしていない」が35.5%と最も高く、次いで「食事の準備・後片付け」(34.0%)、「自分の部屋以外の掃除」(22.7%)、「洗濯」及び「動物の世話」(20.6%)となっています。

16～17歳調査では、「決まっていない・とくに何もしていない」が56.5%と最も高く、「食事の準備・後片付け」(18.8%)、「動物の世話」(16.5%)となっています。



⑤ ヤングケアラー（16～17歳調査）

自分が「ヤングケアラーにあてはまっている」と考えているのは3.5%です。



⑥ 近くにあるとよい遊び場・施設

近くにあるとよい遊び場や施設をたずねたところ、小学生調査では、「公園」が47.6%と最も高くなっており、「いろいろな遊び道具があって自由に遊べる施設」（46.0%）、「気がねなく自由に使える友だちとのたまり場」（42.9%）、「プール」（31.7%）となっています。

中学生調査では、「気がねなく自由に使える友だちとのたまり場」が51.8%と最も高くなっており、「いろいろな遊び道具があって自由に遊べる施設」（39.0%）、「公園」（37.6%）、「インターネットが使える施設」（32.6%）、「静かに勉強・宿題ができる場」（30.5%）となっています。

16～17歳調査では、「気がねなく自由に使える友だちとのたまり場」が38.8%と最も高くなっており、「静かに勉強・宿題ができる場」（28.2%）、「インターネットが使える施設」（24.7%）、「体育館」（22.4%）などとなっています。

【小学生】

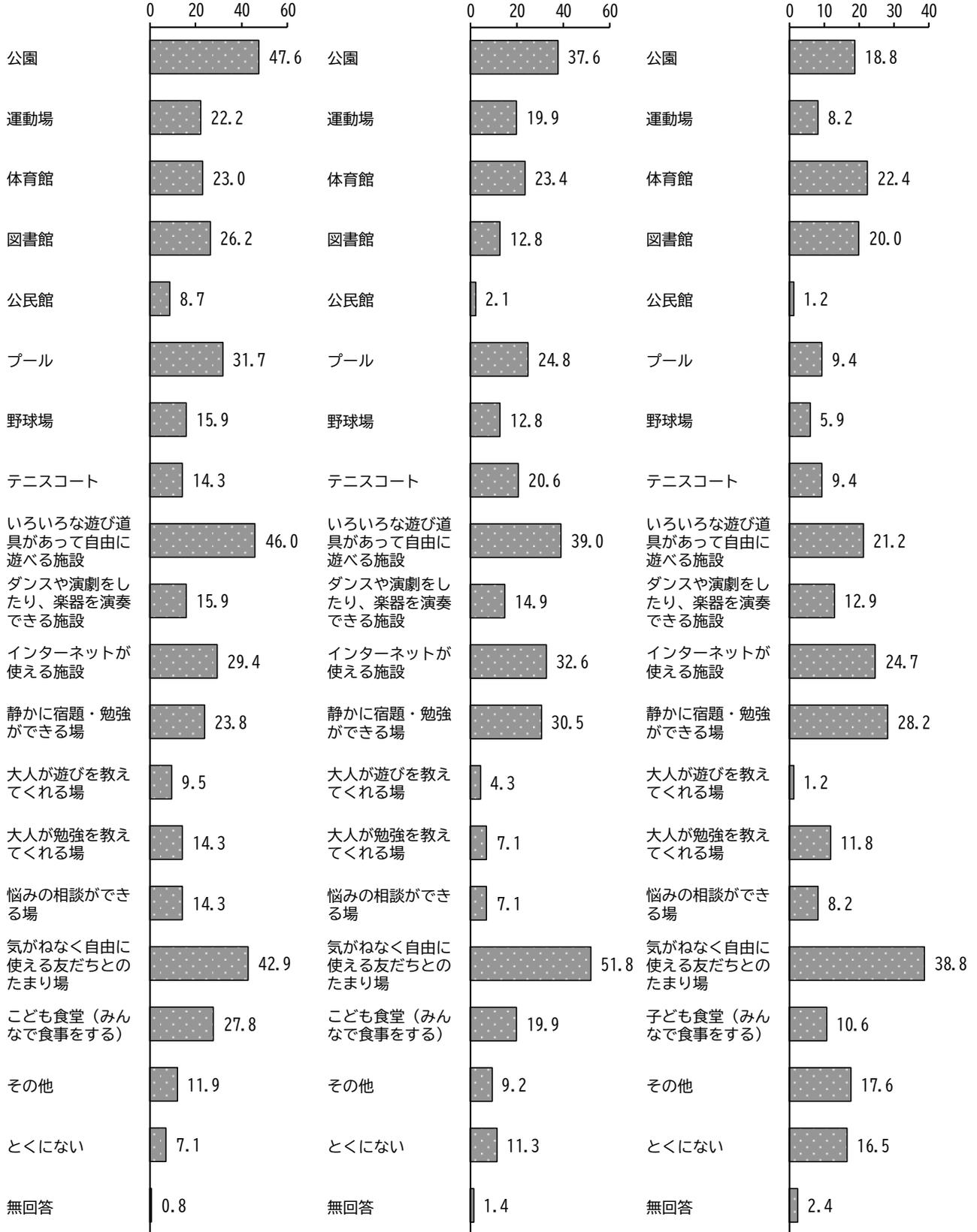
【中学生】

【16~17歳】

回答者数 = 126

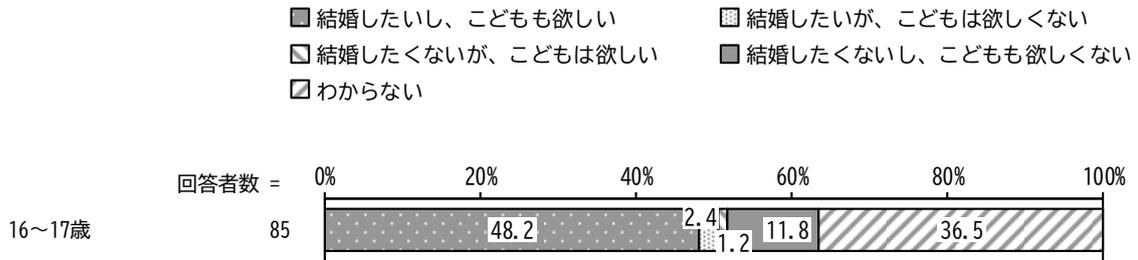
回答者数 = 141

回答者数 = 85



⑦ 結婚すること、子どもを持つことについての考え（16～17歳調査）

「結婚すること、子どもを持つことについてどのように考えているか」という設問では、「結婚したいし、子どもも欲しい」が48.2%と最も高くなっており、次いで「わからない」（36.5%）、「結婚したくないし、子どもも欲しくない」（11.8%）となっています。

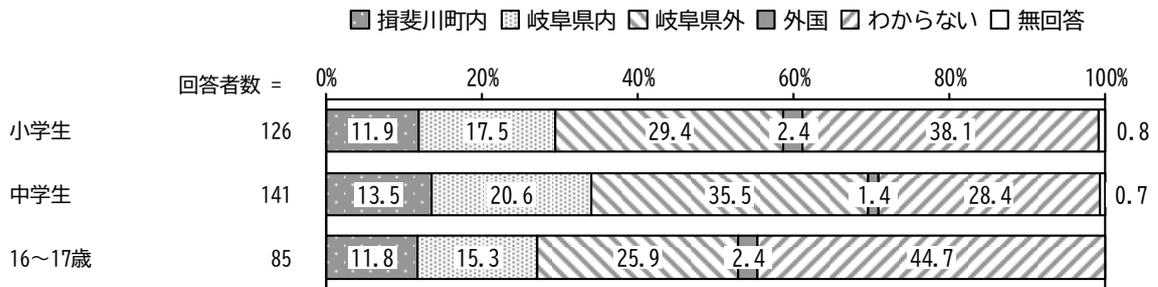


⑧ 大人になったときに住みたい場所

「大人になったときに住みたい場所」をたずねたところ、小学生調査では、「わからない」が38.1%と最も高く、「岐阜県外」（29.4%）、「岐阜県内」（17.5%）、「揖斐川町内」（11.9%）、「外国」（2.4%）となっています。

中学生調査では、「岐阜県外」が35.5%と最も高く、「わからない」（28.4%）、「岐阜県内」（20.6%）、「揖斐川町内」（13.5%）、「外国」（1.4%）となっています。

16～17歳調査では、「わからない」が44.7%と最も高く、「岐阜県外」（25.9%）、「岐阜県内」（15.3%）、「揖斐川町内」（11.8%）、「外国」（2.4%）となっています。



3 「こども計画」に向けた現状と課題

「第1期揖斐川町こども計画」を策定するにあたり、これまでの取り組みと、令和5年度に行ったアンケート調査の結果等に基づき課題を整理しました。

- 近くにあるとよい遊び場・施設について、小学生では「公園」の割合が、中学生、高校生では「気がねなく自由に使える友だちとのたまり場」の割合が最も高くなっており、こどもが体を動かすことのできる公園等の施設や若者たちの交流の場を整備していく必要があります。
- 最も悩んでいること・気がかりなことについて、学年が上がるにつれて、「勉強のこと」「将来のこと」の割合が高くなっていることから、進路相談や学校説明会等の実施が必要となります。
- 家事作業について、家族の介護や世話をしている人、いわゆるヤングケアラーの状態となっている可能性のある人は小学生で14.3%、中学生で7.1%、高校生で4.7%となっていることから、ヤングケアラーについてより詳細な調査を行っていく必要があります。
- 母親の就労状況について、就学前児童保護者で33.1%、小学生保護者で37.5%と保護者の3割以上がフルタイムで就労していることから、保護者のニーズを踏まえた適切な教育・保育等の確保体制を整備する必要があります。
- 就学前児童保護者の育児休業の取得状況をみると、母親は48.4%となっています。その一方で、父親は8.8%と平成30年度より7.3ポイント高くなっていますが、依然として女性に比べると低い水準です。育児休業の取得についての啓発を行っていく必要があります。
- 16歳から17歳の調査では、結婚すること、こどもを持つことについて、結婚したいと回答した人は50.6%いる一方で、こどもは欲しくないと回答した人が14.2%いることから、こどもを産み育てることの不安や負担を解消し、子育ての魅力を感じられるための取組が必要です。
- 16歳から17歳の調査では、「結婚したいし、こどもも欲しい」の回答は48.2%ありましたが、その一方で、大人になったときに住みたい場所についてたずねると、揖斐川町内に住みたいと回答している人は11.8%となっており、結婚してこどもが産まれるとしても、揖斐川町外でこどもを産み育てたいと考えている人が多いことがうかがえます。小学5年生と中学2年生を対象とした調査でも、「わからない」との回答は比較的多いものの、揖斐川町内に住みたいと回答した割合は少ないため、中長期を含めた少子化対策や子育て支援について検討していく必要があると同時に、揖斐川町で暮らすことの実感できるような取組が必要となります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、平成28年度から令和7年度を計画期間とする「揖斐川町第2次総合計画」において、目指すまちの将来像を、「自然健幸のまち いびがわ」とし、揖斐川町に暮らすわたしたち一人ひとりが、地域の課題解決に向けてそれぞれの立場から知恵を出し、ともに考え、支え合い、自然とともに健康で幸せに暮らせるまちをみんなで目指しています。

また、「第2期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」においては、「ふれあいが育む 子どものほほえみに満ちた まちづくり ～ ずっと住みたいまち いびがわ ～」を基本理念とし、すべてのこどもが心豊かに育ち、保護者が喜びと生きがいを感じながら子育てできるまちの実現を目指すとともに、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め、支えていく環境を整えていくことを掲げています。

しかし、今回の「第1期揖斐川町こども計画」は、これまでの「第2期子ども・子育て支援事業計画」とは計画の法律上の位置付けや内容が異なります。従来の「第2期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」では、どちらかと言えば子育て当事者や子育て支援中心の計画となっており、こどもは支援を受ける客体としての位置付けでしたが、「第1期揖斐川町こども計画」では、こども自身を計画の中心に据えるだけでなく、若者にも計画対象範囲を拡大しています。

そこで、こどもがほほえむだけではなく、こども・若者、子育て当事者、関係者、町民、すべての人が人との関わりを通してともに育ち、ふれあいの笑顔に満ちることをイメージし、「揖斐川町第2次総合計画」の目指すまちの将来像の考え方についても勘案した上で、基本理念を次の通り定めます。

【 基 本 理 念 】

ともに育ち ふれあいの笑顔に満ちたまち
いびがわ

～ こども・若者の希望ある未来に向けて ～

2 基本目標

基本理念及び基本的な支援に基づき、本町のこども施策の充実を図るために、次の5項目の基本目標を掲げます。

(1) こどもの育成支援の充実

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべてのこどもの人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、こどもが自らの力を培い、伸ばし、こどもの成長を支える教育環境づくりを推進します。

(2) 子育て家庭への支援の充実

妊娠、出産、子育てに直面する家庭に対し、母子保健や子育て支援サービスを充実し、切れ目のない支援を実施します。また、子育てしやすい環境整備を行うとともに、子育ての経済的負担の軽減を実施します。

(3) 困難な状況にあるこどもと家庭への支援の充実

こどもの権利を保障するとともに、児童虐待の防止やこどもの貧困の解消、障がいのあるこどもへの支援等、困難な状況にあるこどもと家庭に対して適切な支援を行い、困難な状況下のこどもであっても、未来に希望を持って成長できる環境を整備します。

(4) 地域社会全体でのこども・子育て支援の充実

地域に対して、こどもが権利の主体であることを周知するとともに、様々な取組を通して、こどもや子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成し、こどもの成長を支援するネットワークの充実を目指します。

また、安全な道路交通環境の整備や防犯・防災対策等により、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めていきます。

(5) 若者への応援・支援の充実

若者が将来の人生設計について考え、結婚や妊娠等を望んだときに実現できるよう、生活基盤の確立を支援し、結婚相談や不妊治療費助成の取組を実施します。

また、こども・若者の悩みや不安に寄り添い、犯罪に巻き込まれないようにするための社会的な教育を実施するとともに、必要な支援を実施します。

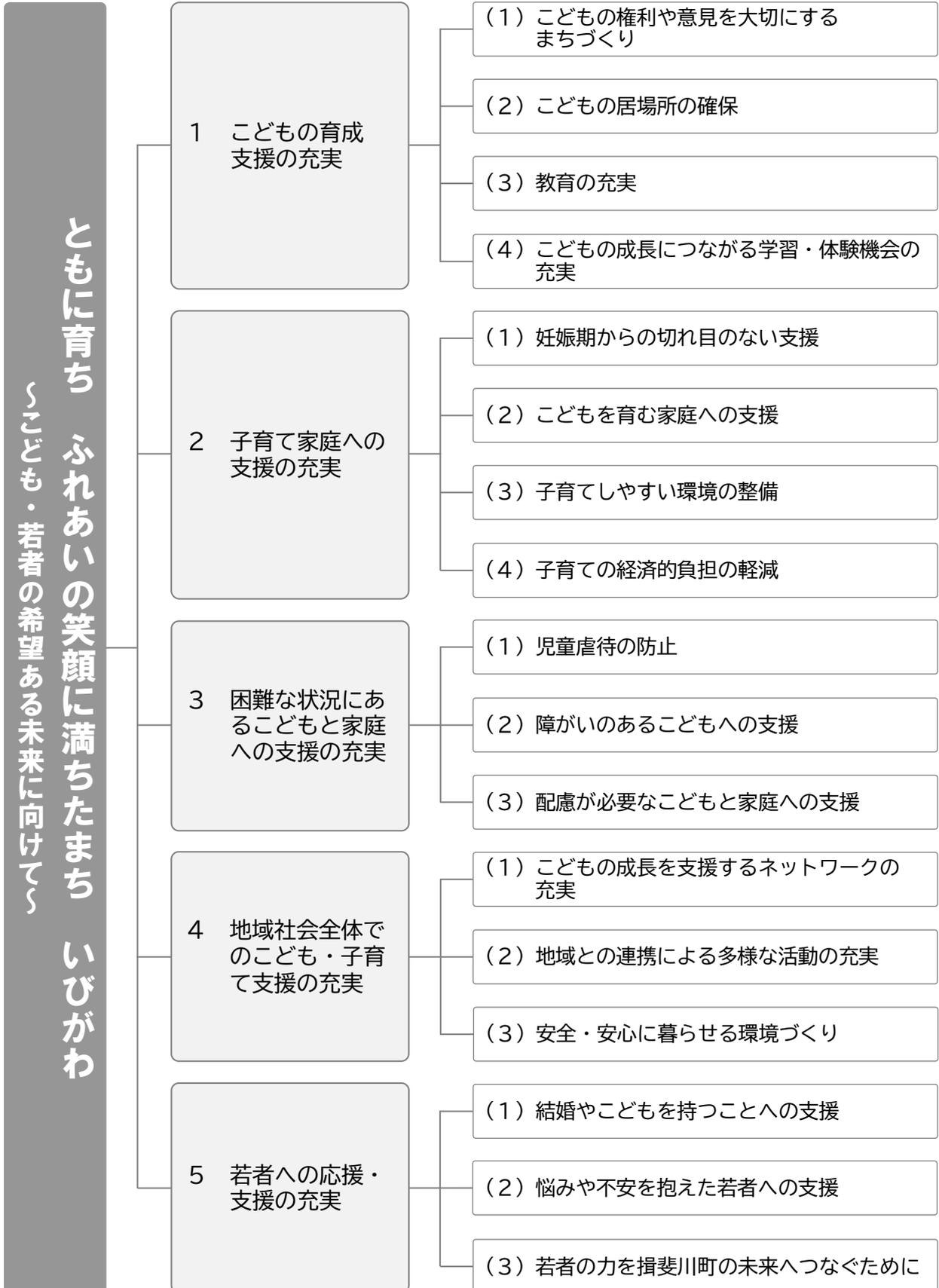
そして、こども・若者が交流やコミュニケーションを深め、地域の中で生き生きと暮らすことができ、活躍できる環境を整えていきます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



4 成果指標

基本目標に対する成果を簡易的に測る指標については、次の通りとします。

〈表 8 成果指標〉

成果指標	現状値	現状値時点	方向	備考
基本目標1 こどもの育成支援の充実				
今の生活に「とても満足（10点）」している割合	小学生：25.4% 中学生：21.3% 16～17歳：17.6%	令和5年度	増加	
大人になったときに揖斐川町内に住みたいと考えている子どもと若者の割合	小学生：11.9% 中学生：13.5% 16～17歳：11.8%	令和5年度	増加	
基本目標2 子育て家庭への支援の充実				
育児休業の取得率（母親） 育児休業の取得率（父親）	48.4% 8.8%	令和5年度	増加	対象：未就学児童保護者
子育てに関する情報を「どこで入手すればよいかわからない」と答えた保護者	就学前：5.7% 小学生：8.9%	令和5年度	減少	
基本目標3 困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実				
子どもに対して思わずたいたり、こどもの心を傷つける言動をしたり、こどもの世話をしないことがある保護者の割合 ※1	就学前：33.6% 小学生：32.3%	令和5年度	減少	
経済状況が苦しいと答えた保護者の割合 ※2	就学前：32.9% 小学生：33.7%	令和5年度	減少	
基本目標4 地域社会全体での子ども・子育て支援の充実				
出生数	50人	令和5年度	増加	
子育て支援センターの利用状況 ※3	就学前：76.0% 小学生：78.4%	令和5年度	増加	
基本目標5 若者への応援・支援の充実				
結婚したいし、子どもも欲しいと思う若者の割合	48.2%	令和5年度	増加	対象：16-17歳
若者の生活満足度の平均点	7.4	令和5年度	増加	対象：16-17歳

- ※1 令和6年度揖斐川町子ども計画ニーズ調査の「子どもに対する暴言や暴力」に対して「よくある」または「たまにある」と回答した保護者の割合
- ※2 令和6年度揖斐川町子ども計画ニーズ調査の「経済状況」に対して「とても苦しい」または「どちらかといえば苦しい」と回答した保護者の割合
- ※3 令和6年度揖斐川町子ども計画ニーズ調査の「子育て支援事業等の利用経験」における「子育て支援センター（相談・親子教室等）」をこれまでに利用したことがあるかに対して「はい」と回答した保護者の割合

第4章

施策の展開

1 こどもの育成支援の充実

(1) こどもの権利や意見を大切にすまちづくり

すべてのこどもが希望を持って健やかに育つことができるよう、こどもの人権に関する啓発を推進します。また、いじめや体罰、性暴力等のこどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、こどもに寄り添い、こどもの意見を大切にすまちづくりを目指します。

① こどもの権利擁護

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
1	こどもの人権に関する啓発	こどもの人権に対する意識を高めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の啓発・普及に努めます。 ・「子どもの人権 110 番」等、人権擁護への取組の周知 ・幼稚園、小学校における人権擁護委員による人権創作劇の上演 ・障がい児の人権に関する啓発 ・オレンジリボン運動に関する啓発	住民生活課 健康福祉課 子育て支援課
2	人権教育の推進	学校教育の場はもとより社会教育、地域活動等の様々な場面において、人権教育を推進し、住民一人ひとりが人権を尊重することを自然に受け入れることができる地域づくりを目指します。 学校教育においては、こども自らが権利の主体であることを周知し、道徳教育を通じて人権感覚を高めるとともに、「ひびきあいの日」を設けて人権について考え行動する機会をすべての学校で位置付けて実践します。また、日常的には、児童生徒が相互の「よいこと見つけ」などをして、互いのよさを認め合う取組にも力を入れていきます。 ・人権に関する講演会 ・「ひびきあいの日」における人権について考え行動する機会	住民生活課 学校教育課 社会教育課
3	意見表明・社会参加への支援	こども施策に関し、こどもにとっても理解しやすいような情報を提供するとともに、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を得られるように努めます。 こども・若者の意見をできる限り町の施策に反映し、反映した内容をフィードバックするよう努めます。	関係各課

② いじめや不登校等への対応

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
4	いじめや不登校等への対応	こどものこころの問題は、学校だけではなく地域全体で取り組むべき問題であり、学校、家庭、自治会、子ども相談センター等、関係機関が協力し取り組みます。また、いじめの未然防止教育を推進するとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクール相談員による相談体制の充実に努めます。 各学校で人権週間に合わせて毎年行う「ひびきあい活動」の取組により、児童生徒の目線でも、みんながお互いを思いやって学校生活を送ることができるよう工夫していきます。	学校教育課
5	こどもからの相談対応	こども自身が相談先を認知できるよう相談窓口について周知します。 電話や面談等を通じてこどもから悩みや困りごとの相談を受けた場合には、関係機関につなぐなどの対応を行います。 学校においては、いじめや不登校等の悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため教育相談、適応指導教室の充実に努めます。また、日ごろの児童生徒の悩みを共有するため、定期的にアンケートを実施するなど、悩みの解決に努めます。	子育て支援課 学校教育課

(2) こどもの居場所の確保

既存の施設等を有効活用しながら、親の就労等の状況にかかわらず、すべてのこどもが安心して時間を過ごすことができるような居場所を確保するよう努めます。また、そのような居場所を通じて、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援につなげられるような体制の構築を目指します。

① こどもの居場所の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
6	安心して遊ぶことができる場の確保	こどもが安心して遊ぶことができる育ちの場、放課後のこどもたちの居場所、あらゆる世代の健康づくりの場、地域住民の交流の場として、住民の意見を聞きながら町が管理する公園の充実に努めます。	建設課
7	公民館の活用	こどもが天候に左右されず遊ぶことができ、乳幼児を持つ親がこどもとともに交流できるよう、公民館の有効活用を検討します。	社会教育課
8	園庭の開放	幼稚園において通常の開園中に園庭を開放することで、乳幼児を持つ親子がふれあう機会の場を提供します。	子育て支援課

② こどもの居場所の設置検討

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
9	児童育成支援拠点の設置検討	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える学齢期のこどもの居場所となる児童育成支援拠点施設の設置に向けた検討を行います。	子育て支援課
10	こども食堂等の設置支援検討	多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちが安心して気軽に立ち寄ることができる食事や学習機会等の提供場所を民間団体が設置するための支援の実施を検討します。	子育て支援課

(3) 教育の充実

幼少期からの教育体制を構築するとともに、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな身体を育成する学校教育の充実を図ります。また、食育等の実施により、幼児教育の充実を図ります。

① 幼児教育の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
11	創意工夫した幼児教育の促進	教育・保育施設である幼児園において、職員研修等のさらなる充実を通して、幼児教育の推進に努めます。 地域ごとの児童の実態や地域資源を踏まえ、創意工夫し、特色のある地域ならではの幼児園づくりを検討します。	子育て支援課
12	幼児園・幼稚園における食育	保護者から離れてはじめて生活する場である幼児園や幼稚園において、教育の一環として食に対する基本的な知識が身につくよう、食育の啓発を進めます。	健康福祉課 子育て支援課

② 学校教育の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
13	教職員の資質・指導力の向上	学校における教育指導を充実させるため、教職員の資質・指導力の向上を図り、学校の教育水準を保障できる人材を育成します。 ・県教育委員会及び揖斐郡教育研修センターが実施する各種研修会 ・町による初任者研修、教育相談担当者研修、特別支援教育支援員等研修	学校教育課

No.	取組	取組内容	担当課
14	特色ある教育活動の推進	地域に根ざした学校づくりを推進するため、児童生徒の実態や地域の特性を生かした教育活動を展開します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育資源の活用 ・ICTの利用 ・学校図書館教育の充実 ・体験活動の充実 	学校教育課
15	道徳教育・人権教育の充実	あらゆる学校教育活動において基本的な生活習慣や善悪の判断力を培い、人と人とのふれあいの中で、道徳性や社会性が自然に身につくように努めます。また、児童生徒が、お互いをかけがえのない存在として尊重し、お互いの個性を認め合う心を育て、差別や偏見がなくなるよう、学校と地域の連携による人権教育を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の教科化に伴う道徳的实践力を身に付ける指導 ・学校における人権宣言等、地域と連携しながらの人権教育の実践 	学校教育課
16	特色ある学校づくりの推進	学校の特色を最大限活かした活動が推進されるよう、「学校提案型教育研究推進」として位置付けて積極的に支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統となっている太鼓や踊り等を継承する活動 	学校教育課
17	学校における食農教育の推進	栄養教諭が中心となって、栄養の基礎知識や食が健康に及ぼす影響に関する学習はもとより、安全な食品の生産や調理と栄養の関係など「食」に関する幅広い知識・技術の習得を、学校教育において推進していきます。 学校給食を有効な教材として活用し、食や食材・農業に関する興味・関心を高めるとともに、日常的に食に関するマナーを身に付けるようにしていきます。 家庭における食育に関する実践力が身に付くよう、食育マイスターをはじめとする食事づくりのお手伝いの機会が増えるよう啓発していきます。	学校教育課
18	幼児教育・学校教育における国際理解の推進	外国人との交流を通して、異文化に関する理解を深め、外国語を介したコミュニケーション能力の育成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の外国語活動、中学校の英語の授業における、日本人教師とALT（外国人指導助手）、JET（日本人指導助手）による授業 ・幼稚園におけるALTとの英語体験 	子育て支援課 学校教育課
19	福祉教育の充実	高齢者や障がい者との交流活動や体験学習等を通し、児童生徒の福祉への関心を高めていくため、幼少期から福祉教育の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操 ・小中学校から高齢者や障がい者施設への訪問 ・運動会等の行事を通じたふれ合い活動、交流活動 ・小中学校で行われる認知症等の講座の開催 	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 社会教育課

(4) こどもの成長につながる学習・体験機会の充実

揖斐川町の歴史文化・自然環境等への理解を深めてもらえるよう、様々な学習・体験機会を提供します。また、こども自身にとって良い経験となり、成長につながるような学習・体験の機会を充実させます。

基礎的な学力や精神力を培い、感性を磨き、夢を持ち、自らの夢の実現に向かって取り組めるよう、様々な取組を行います。

① 豊かな感性を磨く活動の充実

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
20	読書活動の推進	本や絵本の読み聞かせを通して、言葉を学び、教養や感性を磨き、表現力や創造力を豊かにするとともに、親子のふれあいを深められるよう、読書活動を推進します。 小中学校における学校図書館の整備と児童生徒の読書習慣の定着に継続的に取り組みます。 ・ パーソナル知育絵本 ・ 幼稚園の保護者会幼児読書委員による絵本の貸し出しと保護者の読み聞かせ ・ 子育て支援センターにおける読み聞かせ ・ 小中学校における委員会活動を軸にした読書活動の推進	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
21	こども文化・創作活動の推進	こどもの豊かな心と感受性を育むため、芸術に親しんだり、創作活動を行ったりする機会の充実を図ります。 ・ こどもの興味関心を高められる夏休み特別教室	社会教育課
22	木育の推進	園児・小学生を対象に森林資源を活用した木育プログラムを実施します。 ・ 新生児への町産材を使用した、町内在住の木工職人による木製品の贈呈	子育て支援課 農林振興課 社会教育課
23	小中学生・高校生交流派遣事業の充実	代表として選ばれた小学生を県外(北海道芽室町、高知県宿毛市)に、中学生・高校生を国外(アメリカ合衆国セントジョージ市)に派遣し、親交を深めていきます。揖斐川町の良さを伝え、他の地域の文化や生活習慣を学ぶことを通して、児童生徒は広い視野と国際感覚を身に付けていきます。	学校教育課 社会教育課
24	自然を活かした体験活動の充実	自然環境に恵まれた地域資源を積極的に活用し、児童生徒が地域をフィールドにした体験活動に取り組み、情操や人間性を豊かにする教育を推進します。 ・ 「ふじはし星の家」での宿泊研修 ・ 総合的な学習の時間における米づくりや茶摘み、徳山ダム見学等	学校教育課
25	おやこ料理教室の実施	親子が楽しみながら料理づくりを体験し、「食」の大切さを学ぶ場として、おやこ料理教室を実施します。	健康福祉課 社会教育課

No.	取組	取組内容	担当課
26	職業体験の充実	<p>在学中から職業意識を形成することは、将来の適切な職業選択につながるため、総合的な学習の時間などを通して中学生の職業体験を推進し、社会のしくみや働くことの意義を学ぶ場を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校における職業体験学習の実施 	学校教育課

② 地域の歴史・環境教育の推進

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
27	地域を知る講座の開催	<p>子育て支援センターの活動を地域に出向いて実施し、親子で自分の生まれ育った地域の伝統文化や自然環境を体験しながら学べる機会の充実を図ります。</p>	子育て支援課
28	環境教育の推進	<p>こどもたちをはじめ、すべての住民が地域の自然環境を大切にす気持と世界的な視野でものを見る力を育むため、社会教育・学校教育の様々な場面で、環境保全への理解や関心を深める機会をつくります。</p> <p>揖斐川町の自然に誇りと愛着をもち、身近な環境に対して責任をもって行動する態度を育てるため、学校教育活動に自然体験活動や緑化保全活動を位置付け、環境教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校における「みどりの少年団」の活動の展開 ・地域の緑化保全活動やボランティア活動への参加促進 ・社会教育施設における木育 	学校教育課 社会教育課

③ スポーツの推進

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
29	スポーツ少年団等への支援	<p>少年期のスポーツ活動は、身体の発達や運動習慣の定着を促すとともに、社会性を養う重要な要素です。近年、団員や指導者の減少が進む中、幅広くスポーツ少年団の活動を支援して、スポーツ機会の提供に寄与していきます。</p>	社会教育課
30	生涯スポーツ教室等の充実	<p>町内の中核的体育施設を使用して、幼少期から高齢者まで幅広い住民を対象に、スポーツ教室を展開します。子育ての時期である幼少期においては、それぞれの教室にさらに参加しやすくなるよう、充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期におけるスポーツ教室 ・小学生を対象としたスポーツ教室 	社会教育課

2 子育て家庭への支援の充実

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から切れ目のない支援を行います。また、乳幼児健康診査等を通じて支援が必要な子どもと家庭を早期に発見し、適切な支援につなげます。

① 安全な妊娠と出産の確保

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
31	パパママ教室の充実	出産を迎える男女に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図り、親としての自覚を持ってもらうとともに、仲間づくりの場とすることに重点を置いて、パパママ教室を開催していきます。対象は妊産婦とその夫とし、出産・子育てにあたっての心構え、必要な知識・技術についての講義や栄養・歯科指導等を行い、妊娠から産後まで継続的に支援します。	健康福祉課
32	妊婦健康診査の充実	安全な出産のため、妊婦健康診査の充実を図り、受診率の向上を図るためのPRを行います。受診状況を把握し、電話等で連絡を行うなどの支援を実施し、妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を行います。	健康福祉課
33	訪問指導の充実	妊産婦の健康管理と出産後の育児不安の軽減を図るため、妊婦には妊婦健診結果等をもとに必要に応じて訪問し、産婦には2週間で電話連絡を行い、産後2か月頃までに全戸訪問を行います。	健康福祉課

② 母子の健康の保持と増進

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
34	乳幼児健康診査の充実	乳児（1か月児・4か月児・10か月児）・1歳6か月児・3歳児・5歳児を対象とした乳幼児健康診査の内容の充実を図ります。育児放棄、虐待、発達遅れなどが未受診の理由である場合が考えられることから、受診勧奨及び未受診児のフォローに努めます。健康診査後は幼児教室や乳幼児相談等の紹介を行い、子育て支援センターや各幼児園・保育園等と協力しフォローに努めます。	健康福祉課
35	感染症の予防	感染症予防のため予防接種が安全に受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、予防接種についての正しい知識の普及に努めます。未接種者に対しては、接種勧奨の通知を行います。	健康福祉課

No.	取組	取組内容	担当課
36	乳幼児相談の充実	乳幼児の発達確認や相談の場であるとともに、親同士の交流や情報交換の場となるような雰囲気づくりに努めます。	健康福祉課 子育て支援課
37	産後ケアの充実	出産し、退院後間もない母子等に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるように支援体制を充実させます。	健康福祉課

③ 保健指導・教室・相談体制の充実

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
38	離乳食教室の充実	離乳食の基礎知識について学習し、「食」の大切さを学ぶ場とします。また、離乳を進める際の「目安」を内容・量で示し、基準に合わせた画一的なものにならないよう進めます。	健康福祉課
39	幼児教室の充実	療育指導員や歯科衛生士等の専門家による、こどもの関わり方、遊び方、虫歯予防等を内容とした幼児教室の充実を図ります。乳幼児健康診査後のフォローの場としても活用します。	健康福祉課
40	相談機関の連携強化	子育て全般、こどもの発達、教育等の様々な相談に的確に対応できるよう、幼稚園、幼稚園、子育て支援センター、保健センター、学校等の相談体制の強化・連携を図ります。また、生後1歳頃までに見守り支援員がおむつの宅配を兼ねて家庭を3回訪問し、保健センター等の関係機関につなげ、相談機関の連携強化を図ります。 ・乳幼児ベビー用品支給事業	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
41	妊娠期の食育	妊婦の食生活については、胎児の健康を大きく左右することから、望ましい食生活が実践できるよう啓発を進めます。	健康福祉課
42	乳幼児期の食育	乳幼児期の食事は、体をつくるとともに精神的な発達にも密接にかかわってきます。正しい栄養の取り方や食習慣が身につくよう、乳幼児期における食育の啓発を進めます。	健康福祉課

④ 救急医療体制の充実

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
43	救急医療体制の充実	広域的な連携等により、関係機関等と協力して、地域における休日・夜間の小児医療体制の充実を図ります。	健康福祉課
44	受診前相談体制の整備	救急医療提供による医療機関への過重な負担を軽減するため、受診前の相談体制の整備を検討します。 住民に対しては、救急医療の知識に関する情報提供や学習機会の提供に努めます。	健康福祉課

(2) こどもを育む家庭への支援

教育・保育や子育て支援、家庭支援の充実を図り、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進めます。

① 教育・保育の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
45	低年齢児保育の拡充	0～2歳児を対象とした低年齢児保育については、年度途中の受け入れなど、利用しやすい環境の整備に努めます。	子育て支援課
46	延長保育の拡充	11時間を超える保育については、町内2幼児園において実施していますが、利用者の様々なニーズの動向を把握しながら、対応を検討します。 ・延長保育（時間外保育）の実施	子育て支援課
47	保育士等の安定的確保策の実施	揖斐川町立幼児園（保育所型認定こども園）等で保育士として勤務する意思があり、学力等の基準を満たす学生に対して、返還免除規定のある修学資金を貸し付け、大学等での修学を支援します。 ・保育士等修学資金貸付制度	子育て支援課

② 子育て支援の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
48	留守家庭児童教室の充実	学童保育指導員を確保し、留守家庭児童教室の基本的な運営を充実させます。 各地域のニーズの動向を把握しながら、開設日や受入時間の拡充など利用者のニーズに応じた内容の充実を図ります。 ・夏季休暇時における夏期教室	子育て支援課
49	私立幼稚園の預かり保育の促進	利用者ニーズの動向を把握しながら、通常の教育時間終了後も引き続き園児が過ごせるように、私立幼稚園の預かり保育を促進します。 ・揖斐幼稚園での預かり保育	学校教育課
50	病児・病後児保育の推進	病気またはその回復期のこどもを持つ保護者の子育てと就労の両立を支援するために、医療機関等と連携を図りながら、病児・病後児保育を広域で利用できる体制を整えます。 町内施設において病児・病後児保育を利用できる環境の再構築についても検討します。	子育て支援課
51	「こども誰でも通園制度」の実施	令和8年度から全国一斉に始まることが予定されている「こども誰でも通園制度」（乳児等のための支援給付）の実施に向けた準備を行い、保育の必要性の有無にかかわらず、0歳6か月～2歳の未就園児が幼児園を一定時間（月10時間程度）利用できる体制を整備します。	子育て支援課

③ 家庭支援の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
52	子育て世帯訪問支援事業の実施検討	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・養育に関する援助等を行う子育て世帯訪問支援事業の実施に向けた検討を行います。	健康福祉課 子育て支援課
53	親子関係形成支援事業の実施検討	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適正な関係性のため、こどもとの関わり方等を学べる講座等の実施に向けた検討を行います。	健康福祉課 子育て支援課
54	子育て短期支援事業の実施	保護者の疾病、仕事、育児疲れ等によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を実施施設等において保護し、生活指導・食事を提供できるよう、関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課
55	一時預かりの実施	保護者の疾病、就労、冠婚葬祭等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに利用できる一時預かり（一般型）を町内1幼稚園において実施していますが、今後、利用者のニーズの動向を把握しながら、利便性の向上に向けた対応を検討します。	子育て支援課

(3) 子育てしやすい環境の整備

子育てに関する情報提供の充実や子育てにおいて利用しやすい公共施設の整備等により、子育てしやすい環境を整えます。

① 保育・子育て支援に関する情報提供の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
56	子育て講演会・教室の開催等	本来家庭が持つ教育力の向上を図るため、子育て講演会・教室を開催します。 ・子育て支援センターにおける食育講座や、読み聞かせ、子育て支援に関する講座の開催等 ・幼稚園、幼稚園における講演会	子育て支援課
57	家庭教育学級の開催	少子高齢化、地域のつながりの希薄化等により、孤立しがちな親の子育て不安・悩みの解消のため、公民館、幼稚園、小中学校において、親の学びの場及び仲間づくりの場となる家庭教育学級を開催します。	社会教育課
58	インターネットによる情報提供の充実	子育てに関する情報が、いつでも、どこでも簡単に得られるように、ホームページ等を充実させます。	健康福祉課 子育て支援課

No.	取組	取組内容	担当課
59	子育て情報ガイドブックの作成	子育てに関する揖斐川町の広範な情報が得られるよう、福祉、教育、保健、医療等の多様な分野にわたる情報をまとめたガイドブックを作成し、定期的な見直しを行います。	子育て支援課

② こどもを持つ親への支援

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
60	再雇用・再就職のための情報の提供	出産や子育てにより一時退職した人の再就職を支援するために、町内の事業者に対し、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定制度及び認定に向けた補助制度を周知し、働きやすい職場環境整備を推進します。	政策広報課
61	再雇用制度のPR	育児・介護休業制度の定着をはじめとする環境整備を働きかけるとともに、再雇用制度の導入のためのPRを行います。	政策広報課 商工観光課

③ 誰もが利用しやすい公共施設等の整備

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
62	良好な住環境を備えた公営住宅の整備	公営住宅の建設・建て替えにあたっては、設計段階からこどもや障がいのある人、高齢者等の多くの人に配慮して、次世代に渡って住みやすい住宅となるよう努めます。	建設課
63	こどもに配慮した公共施設等の整備	公共施設の整備・改善にあたっては、ハートビル法、交通バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例の基準を遵守するとともに、妊産婦や子育て家族をはじめとする利用者及び施設関係者等から意見を聞くなど、誰もが使いやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進します。 子育て支援という観点から、親子連れの利用が多い場所について、おむつ交換や親子で利用できる多目的トイレの整備、授乳スペースの確保等に配慮します。	関係各課
64	こどもに配慮した歩行空間の整備	幼児が歩きやすく、ベビーカーでも容易に移動できる平坦で広い歩道の整備に努めます。	建設課
65	妊婦・乳幼児連れに配慮した公共施設等の駐車場整備	町内の公共施設などの駐車場を整備することで、利用しやすい環境づくりを推進します。	関係各課

(4) 子育ての経済的負担の軽減

子育ての経済的負担の軽減を図るため、各種手当を支給するとともに、給食費の無償化や医療費の助成等を実施します。

① 各種手当等の支給

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
66	児童手当等の支給	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等について、制度の周知に努めます。	健康福祉課 子育て支援課
67	すこやかベビー祝金の支給	揖斐川町で出生したこどもの保護者に対し、「すこやかベビー祝金」を支給します。	子育て支援課
68	岐阜県第2子以降出産祝金の支給	岐阜県において事業化している第2子以降出産祝金を支給します。	子育て支援課

② 保育料・教育費等の負担軽減

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
69	保育料の無償化	幼稚園、幼稚園等を利用する3～5歳までのすべてのこどもたちの保育料が国の施策により無償化されています。0～2歳までのこどもたちについては、住民税非課税世帯を対象として、保育料が無償化されます。	子育て支援課 学校教育課
70	幼稚園等、小中学校の給食費無償化	幼稚園等と小中学校の児童生徒の給食費無償化を実施します。	子育て支援課 学校教育課
71	小中学生への就学援助	小学校、中学校に入学する児童生徒に対し応援金（地域振興券）を贈り、小中学生の就学を援助します。	学校教育課
72	小中学生の修学旅行費の支援	小中学校在籍の児童生徒に係る修学旅行費の一部を町が負担します。	学校教育課

③ 医療費の助成

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
73	乳幼児・児童生徒医療費の助成（無料化）	0歳から高校卒業までのこどもの医療費の自己負担を無料にします。	住民生活課
74	小児慢性特定疾患患者への支援	治療が長期にわたる小児慢性特定疾患にかかる医療費は、治療研究事業費として公費で負担されます。この制度について周知を図るとともに相談体制の充実に努めます。	健康福祉課

④ 多子世帯への支援の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
75	第2子以降への保育料の支援	町の少子化対策として、多子世帯の子育て費用の経済的負担軽減を図ることを目的として、第2子以降の児童の幼稚園等に係る保育料を無料化します。	子育て支援課
76	多胎育児への支援	多胎育児は、より多くの負担がかかり、心身ともに疲れることから、心のサポートをするための相談事業や負担軽減につながる取組など、支援の推進に努めます。	健康福祉課 子育て支援課

⑤ 交通安全対策の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
77	チャイルドシート貸与事業等の充実	自動車運転時の事故による死亡を減らすため、シートベルトの着用義務及びチャイルドシートの正しい使用に関する啓発を行うとともに、ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートの貸与を実施します。	子育て支援課
78	スクールバスの運行・通学定期券の交付	徒歩での通学が困難な小中学校の児童・生徒に対して、スクールバスの運行を引き続き実施します。	学校教育課

3 困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実

(1) 児童虐待の防止

児童虐待は、子どもの生命に関わるだけでなく、子どもの心身に深刻な傷跡を残し、心身の発達が遅れや情緒面の不安定化、自己肯定感の低下等、様々な悪影響を及ぼすため、どのような理由があっても許されるものではありません。

子育てに困難を感じる家庭や子ども自身からのSOSを早期に把握し、組織的に対応するため、児童虐待防止ネットワークの充実を図ります。

① 児童虐待防止ネットワークの充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
79	養育困難に関する相談対応	様々な理由により、児童の養育を家庭内で十分に行うことができない旨の相談があった場合には、子ども相談センター等の関係機関と連携して対応します。	子育て支援課
80	児童虐待の予防啓発及び早期対策	地域と関係機関が連携して、住民に対し児童虐待を発見した場合の通報義務についての啓発に取り組み、早期対策につなげます。 幼稚園、学校生活において虐待の疑いがある場合は、躊躇することなく、関係諸機関へ連絡するとともに、発見者に通告義務があることを周知し、早期発見・早期対応が可能となるように努めていきます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
81	児童虐待防止ネットワークの強化	幼稚園、幼稚園、学校、保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援センター、子ども相談センター等の関係機関におけるネットワークを強化し、児童虐待の防止、早期対応等の総合的な取組を推進します。 児童虐待を受けた児童に対しては、専門家のカウンセリング等の迅速な対応によって、重篤化を防ぎます。 町内外の関係諸機関の連携により、日常的に情報共有をしたり、ケース会議を定期的で開催したりすることによって、児童の安全安心を最優先した取組に徹することに努めていきます。 ・子ども相談センター、子育て支援課、こども家庭センター、子育て支援センター、健康福祉課、保健センター、学校教育課、警察等による定期的な会議を通じた情報共有、支援の方向性の確認 ・面接や電話を通じて母子の状況を継続的把握 ・揖斐川町要保護児童対策地域協議会の開催	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課

(2) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもや発達に特性のある子どもに対して、それぞれの障がいや特性の状況に応じた支援を行います。

① 障がいのある子どもの保育・教育の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
82	障がいのある子どもを持つ保護者への支援	親の精神的な負担を軽減し、親子が障がいに向き合えるようにするため、訪問指導、相談、ピアカウンセリング等での相談体制や障がい児相談支援事業の充実に努めます。 揖斐川町特別支援教育フォーラム等により、特別支援教育に携わる関係者や保護者を対象にした講演会や座談会等を開催し、関係機関と保護者の出会いの場・つながりの場を提供し、障がいのある子どもの保護者への支援が充実するようにしていきます。また、定期教育支援相談会などを開催し、専門機関の担当者や学校の特別支援コーディネーターが相談員となって、保護者からの相談に応じるようにしていきます。 小中学校の特別支援学級に在籍、または児童生徒の障がいの程度により、保護者に対し、所得等の状況に応じて学用品等の購入に要した費用の一部を支援します。	健康福祉課 学校教育課
83	障がい児保育の充実	障がいのある子どもと一緒に保育する統合保育を推進し、加配保育士の配置に努めます。 重度の障がいのある子どもも地域の施設で安心して保育が受けられるよう、保育士等職員の研修会への参加や勉強会の開催を進め、職員の指導力・専門性の向上を図ります。	子育て支援課
84	特別支援教育の充実	児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図り、一人ひとりの障がいの程度に応じ社会的自立の力を育成します。 障がいのある児童生徒の体験学習、校外学習等を促進し、社会生活に必要な知識や技能の習得を積極的に支援していきます。 各学校において、特別支援教育に必要とする支援員や補助員などを積極的に配置するなど、通常学級において支援を要する児童生徒のニーズに応じたサポート体制を充実させていきます。	学校教育課
85	児童発達支援の推進	子どもの様子や保護者の心配事などを理解し、必要な支援を保護者と一緒に考え、個別指導・集団指導など、その子どもに適したプログラムにより取り組んでいきます。 ・いびがわアップルにおける児童発達支援	健康福祉課
86	障がいのある子どもの社会参加	障がいのある子どもが外出や余暇活動等の社会参加をするための外出支援として、移動支援事業を行います。	健康福祉課

② 障がいのある子どもへの補装具・日常生活用具費の支給

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
87	補装具費の支給	障がいのある子どもが身体機能を補充、代替するために購入する補装具（車いす等）費用の一部を支給します。	健康福祉課
88	日常生活用具費の支給	障がいのある子どもの日常生活がより円滑に行われるために必要な用具（紙おむつ等）費用の一部を支給します。	健康福祉課

（3）配慮が必要な子どもと家庭への支援

子どもの貧困が社会的な問題となっている中、「貧困の連鎖」によって子どもの将来が閉ざされることのないよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

また、近年ではヤングケアラーの問題も社会的に注目されており、家族の介護者等への日常生活上の世話を過度に行っている子どもが、自身の学校生活等に大きな影響を受けることが問題視されています。ヤングケアラーの支援に関しては、子ども自身の問題だけではなく、介護等の家庭内で抱えている問題にも同時に対応する必要があるため、関係機関の連携による総合的な支援が必要になります。

これらの多様かつ複合的な困難を抱える子どもと家庭に対する支援を着実に実施していきます。

① 就労・就学支援

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
89	ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭の自立に向けた支援として、保育の充実、職業訓練の情報提供、関係機関と連携した相談体制の強化等に努めます。	子育て支援課
90	生活困窮者の就労支援	生活困窮により相談に来庁された人に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等につなげ、関係機関と連携し、生活の安定のための支援を行います。	健康福祉課
91	就学援助事業の実施	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、必要な経費の一部を支給します。 教育の機会均等の保持に努めることで、将来への可能性を伸ばし、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、学校がプラットフォーム（基盤）となって取り組みます。	学校教育課

② 生活支援

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
92	地域相談体制の充実	主任児童委員や民生委員・児童委員、家庭児童相談員等によるひとり親家庭への相談・支援体制の充実を図ります。	健康福祉課 子育て支援課
93	DVの防止と家族への支援	こどもの権利擁護の観点から、女性相談センター等との連携を図り、DVがこどもに与える影響を最小限にとどめるとともに、被害に遭遇したこどもへの精神的なケア等の必要な支援を行います。学校教育においては、DVを受けている児童生徒や保護者が安心して生活ができるよう、関係諸機関と連携を図り、その都度適切な措置が講じられるよう、最大限配慮することに努めていきます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
94	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの存在や抱える問題について周知するとともに、学校等でヤングケアラーを早期発見し、関係課で連携してヤングケアラーを含む家族全体を支援します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課

4 地域社会全体でのこども・子育て支援の充実

(1) こどもの成長を支援するネットワークの充実

幼少期の親子が安心して過ごせる場、仲間づくりができる場、育児相談・子育て支援に関する情報提供のできる場として、子育て支援センターの充実を図り、地域子育て相談機関として位置付けます。

また、こども家庭センターを新たに設置し、母子保健と児童福祉を一体化した相談支援体制を構築します。

① 子育て支援センターの充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
95	子育て支援センターの充実	幼少期の親子が安心して過ごせる場、仲間づくりができる場、育児相談、子育て支援に関する情報提供のできる場として、子育て支援センターが気軽に利用できるよう、環境の整備や内容の充実を図ります。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	子育て支援課
96	公民協働の地域子育て支援体制の推進	地域の私立幼稚園が行う相談事業、地域開放事業をはじめ民間の地域子育て支援活動への支援・連携を強化し、公民協働の地域子育て支援体制を推進します。	子育て支援課
97	地域子育て相談機関の周知	子育て支援センターにおいて設置している地域子育て相談機関（利用者支援事業基本型）を周知し、町民にとって身近な相談機関として、子育てに関する疑問や悩みに対応します。	子育て支援課

② こども家庭センターの充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
98	こども家庭センターの設置と周知	母子保健と児童福祉を一体化した相談支援体制（こども家庭センター）を設置し、母子保健機能と児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置します。 こども家庭センターを周知し、児童虐待相談等に対応するとともに、支援方針の共有化を図るため、サポートプランの作成や交付を行います。	健康福祉課 子育て支援課
99	妊婦等包括相談支援事業の充実	「妊婦のための支援給付」を支給するとともに、妊産婦等に対する包括的な相談支援を実施し、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。	健康福祉課

③ 教育・保育の連携

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
100	教育・保育の交流の機会の充実	異なる制度のもとで幼児教育にかかわってきた幼稚園、小学校の情報を共有できる体制をつくりま す。 幼稚園や幼稚園の保育士や幼稚園教諭、小学校教諭が同じ場で教育の方向性について話し合ったり、情報を交換したりできる交流の機会を充実 します。	子育て支援課 学校教育課
101	学校間及び校種間の連携強化	町内各地域の幼稚園、幼稚園、小学校、中学校、県立高校等が相互に交流したり連携を強化したりす ることを通し、園児・児童生徒がふれあいを深め、健全育成に取り組みます。 ・幼稚園と小学校の交流 ・子育て支援センターにおける中学生と乳幼児との交流 ・小学校における合同観劇会 ・揖斐高等学校と各中学校とが連携した中高一貫教育の推進 ・揖斐高等学校で行われるサマースクール・体験学習への中学生の参加 ・揖斐高等学校の教師による中学3年生への学習面談	子育て支援課 学校教育課

(2) 地域との連携による多様な活動の充実

子育てしやすい環境の構築にあたっては、施設や専門的な相談機関等の充実だけでなく、地域全体で子どもを見守る取組が重要です。

イベント等の地域活動は、子ども自身にとって楽しい活動であると同時に、自らの成長につながる体験ができる機会となります。多くの人とふれあうことにより、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。

① 地域活動の推進

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
102	子どもと高齢者の交流促進	高齢者がこれまで培ってきた知識・技能や伝統文化としての昔の遊びを、子どもたちやその親の世代に伝えるとともに、高齢者に対する思いやりの心や尊敬の念を深めることができるよう、多世代間の交流を促進します。 ・公民館祭りや地区民運動会等における高齢者との交流 ・老人クラブや地域のサロンと幼稚園の交流 ・生活科や総合的な学習の時間における地域の高齢者による授業	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課 社会教育課

No.	取組	取組内容	担当課
103	親子で参加できるイベント・講座の開催	親子が一緒に遊び・学び、他の親子と情報交換することによって、コミュニケーションを図り、親子で楽しむことができる催し物を積極的に開催します。 乳幼児から小中学生の各段階に応じて参加できる催し物の企画や実施体制の整備を、地域資源を活用しながら主体的に推進します。 ・子育て支援センターにおける子育て親子の交流の場の提供 ・授業参観等における親子スポーツや親子工作	子育て支援課 学校教育課
104	こどもだけで参加できるイベント・講座の開催	小学生、中学生を対象に、異なる年齢のこどもたちが交流しながら、こどもだけで参加できるイベント等の充実を図ります。 こどもたちが自ら企画し、運営できるイベント等の実施を検討します。 ・子ども会リーダー研修会 ・公民館活動	社会教育課
105	子ども会の活性化	こどもの手による子ども会活動ができるよう、リーダーの育成、活動に関する情報提供などの支援を、子ども会育成指導者連絡協議会をはじめ関係団体との連携により図ります。 こども自身がリーダーとして活躍できる場の確保について検討します。 ・子ども会リーダー研修会	社会教育課
106	ボランティア体験の充実	誰もが支え合いの意識をもち、気軽にボランティアの担い手になれるよう、地域住民や各種団体と協力して、ボランティア体験機会の充実を図ります。 ・青少年育成町民会議による中高生の活躍の場の確保 ・子育て支援センターの行事におけるボランティア ・いびがわマラソンにおける中高生のボランティア	子育て支援課 学校教育課 社会教育課

② 地域住民主体の子育て支援

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
107	子育てサロンへの支援	地域住民、ボランティア等が主体となって運営する子育てサロンの開設を推進します。	子育て支援課
108	子育てサークルのネットワーク化	子育てサークル間のネットワーク化を図り、情報の共有化や交流会の実施などを通して活動の活性化を図ります。	子育て支援課
109	子育て支援ボランティアの育成	母子保健事業への協力、イベント開催時における託児等、子育て支援に関わるボランティアを呼びかけるとともに、その活動を支援します。	子育て支援課
110	ファミリー・サポート・センター事業の推進	援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動ができるよう、実施体制の構築について検討します。	子育て支援課

No.	取組	取組内容	担当課
111	地域子育て支援の協力要請	子育て家庭が抱える問題を住民が理解し、地域全体の問題として捉えられるよう、様々な情報提供や啓発を行うとともに、子育て支援への協力を要請します。 ・子育て支援センターでのボランティア	子育て支援課
112	地域における食育	食生活改善連絡協議会等の関係団体と連携しながら、地域における栄養や食生活に関する学習機会を充実させます。 男性やこどもが気軽に参加できる料理教室など、楽しみながら「食」について学べる機会をつくります。	健康福祉課

(3) 安全・安心に暮らせる環境づくり

こどもが安全に外出できるよう、交通安全教育を充実させるとともに、通学路等の危険箇所の点検を行います。また、こどもが犯罪者から身を守れるように教育するとともに、非行防止の取組を行います。

地域防災を推進し、こどもが災害から身を守れるよう、防災教育を充実させます。自然環境の美化について取り組み、安全・安心に暮らせる環境をつくります。

① 交通安全対策の充実

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
113	交通安全教育の充実	こどもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、交通安全教育を行います。 ・幼稚園、幼稚園、小中学校における交通安全教室 ・学校地域安全推進会議の開催による町内各小中学校関係者における交通安全教育交流、協議	総務課 子育て支援課 学校教育課
114	通学路等の危険箇所の点検	学校、PTA、地域、関係機関の協力により、通学路等の危険箇所の点検を実施し、必要な安全対策を行います。 通学班を中心に、児童生徒や学校安全サポーターによる点検、確認も実施し、実際に通学している目で危険箇所とその対策を練っていきます。 ・学校・PTA・地域・関係機関の協力による通学路等の危険箇所の点検 ・揖斐川町通学路交通安全プログラムに基づく取組	総務課 建設課 学校教育課

② 防犯対策の充実

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
115	こどもが犯罪から自分を守る教育の推進	こども自身が犯罪等から自分を守るようにするため、安全教育に努めるとともに、警察と連携し、防犯教室を開催します。 また、学校と家庭、地域が一体となって、こどもの安全に気を配る、見守りネットの構築にも取り組みます。	学校教育課
116	日常的な非行防止活動の推進	万引き等の青少年の非行に対し、大人が見て見ぬ振りをしないよう、家庭、学校、地域が一体となって日常的な非行防止活動を推進します。	学校教育課

③ 自然環境の保全・防災対策の推進

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
117	地域防災の推進	揖斐川町は、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されており、幼稚園、保育園、学校、地域などで防災教育を推進するとともに、こどもに関連する施設等の耐震補強を進めるなど地域の防災力の向上を図ります。 ・総合的な学習の時間における南海トラフ地震に対する地震防災に関する講義 ・関係課による施設等の耐震対策	総務課
118	里山や河川の保全	こどもたちが豊かな自然に抱かれて育ち、自然に親しむことができるように、そして、それを誇りに思い、次の世代に継承できるよう、里山や河川などの自然環境の保全に地域ぐるみで取り組みます。 ・危険な木の除去やバッファゾーン整備による通学路の安全への配慮	建設課 農林振興課
119	地域における資源循環の推進	ごみの減量化・再資源化を、住民と行政が協働して進めます。人と物の循環を通してごみのリサイクルはもとより環境意識の醸成、環境ボランティアなど人材の育成を推進します。 ・リサイクル研修会、小学校環境学習講座、夏休み親子特別教室	住民生活課

5 若者への応援・支援の充実

(1) 結婚やこどもを持つことへの支援

少子化は町の将来を左右する大きな課題であり、急激な人口の減少は、既存の公共サービス基盤の維持等に大きな影響を与えます。結婚やこどもを持つことを希望する若者が揖斐川町で暮らし続けることができるよう支援を充実させるとともに、若者が結婚や子育てに関心を持てるように取組を実施します。

また、地域の中で男女ともに働きやすく、働き甲斐があり、余暇活動についても楽しむことができるよう、職場や地域での慣習を見直し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを具現化していきます。

① 結婚やこどもを持つことへの支援

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
120	結婚を希望する人への支援	結婚相談（恋のかけ橋ルーム）を開催し、相談員による結婚支援を行います。	政策広報課
121	不妊に悩む人への支援	不妊治療者の経済的負担の軽減を図るため、保険適用で行った特定不妊治療の自己負担分に対し助成を行います。 不妊治療費助成（県事業・町事業）についての周知を図り、情報提供や相談体制の整備に努めます。	健康福祉課

② 男女ともに関わる子育ての推進

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
122	男女共同による子育て等の推進	男女共同参画の周知を、地域、学校、職場等の様々な場において進めます。 子育てをはじめ、介護や家事等について、性別による役割分担として女性に押し付けることがないよう周知するとともに、女性の登用や昇進、活躍を阻害したりするような地域・職場の慣習を解消するよう周知します。 ・第3次男女共同参画プランに基づく、男女共同に関する意識の醸成 ・多様な選択を可能にするキャリア教育	政策広報課
123	男性の子育て参加の促進	男性の子育てや家事等への参加を促すため、男性を対象とした料理教室や父親も参加できる育児教室を企画します。 ・岐阜県版父子手帳の交付 ・パパママ教室	健康福祉課

③ ワーク・ライフ・バランスの実現の推進

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
124	ワーク・ライフ・バランスの啓発	国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けて、住民、事業所等に対し、男性の子育てへの参加、事業所の子育て家庭への支援等について啓発します。	政策広報課
125	一般事業主行動計画の策定支援	101人以上の事業主はもとより、100人以下の事業主についても、商工会等の関係機関と協力して、情報提供や相談などを行い、行動計画が策定・推進されるよう働きかけます。	商工観光課

④ 育児・介護休業制度等の普及促進

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
126	育児・介護休業制度等の情報提供	育児・介護休業制度に関する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、企業に対し、育児・介護休業を取得し職場復帰がしやすい環境整備を要請します。父親の育児参加を進めるため、男性にも育児休業制度の取得の周知啓発を推進します。	政策広報課
127	育児・介護休業を取得した人の職場復帰への支援	育児・介護休業取得者が現職等に復帰しやすい環境を整えるための各種助成事業を周知します。	政策広報課 商工観光課

⑤ 若い世代の子育て意識の醸成

【 取組 】

No.	取組	取組内容	担当課
128	中高生の保育体験の促進	乳幼児を対象としたふれあい体験や幼稚園・保育園での保育体験を実施し、乳幼児に関する知識や関心を深めるとともに、こどもに慕われる喜びを感じられるよう努めます。	子育て支援課 学校教育課
129	性教育の充実	思春期のこどもが、妊娠・出産・育児など子育てに関する知識やこどもを生き育てることの意義、親になることの大切さを学ぶための性教育等を充実します。	学校教育課
130	親づくりのための支援	学校教育において、基本的な生活習慣や健康等に関する知識の習得、体力の向上、社会性を育むような教育を実施します。 進学・進路に留まらず、就職、結婚、妊娠・出産、子育て等を含め、自らの希望する生き方ができるよう、将来の人生設計について考える取組を実施します。	学校教育課

(2) 悩みや不安を抱えた若者への支援

思春期における悩みに関する相談・支援体制の充実を図るとともに、義務教育終了後のこども・若者への支援体制の構築に努めます。近年は、若者の詐欺被害や「闇バイト」への応募、SNSを通じた誹謗中傷等が社会問題となっており、こども・若者の抱える悩みに寄り添うことが必要です。

家庭内での家族間のコミュニケーションや家庭教育が重要ですが、同時に社会的な取組も充実させ、若者が孤独にならないような支援を実施していきます。

① 思春期・青年期の相談支援の充実

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
131	思春期相談の充実	思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、公認心理師、臨床発達心理士、臨床心理士、医療機関、スクールカウンセラー等と連携を強化し、相談体制の充実に努めます。養護教諭や教育相談員等に気軽に相談できる体制を引き続き確保します。	健康福祉課 学校教育課
132	中学校卒業後（義務教育終了後）の支援体制の構築	支援が薄くなる「義務教育終了後」のこども・若者に対する支援体制を構築し、不登校やひきこもり等の相談に対応します。関係機関が早期に連携して対応することで、状況悪化の防止を目指します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
133	自殺予防の普及啓発・相談支援の充実	自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	健康福祉課

② 思春期・青年期の社会的教育の充実

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
134	飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	こどもたちがアルコール・薬物・タバコの害などについて正しい知識を学び、自らの健康問題を主体的に解決する能力を高めるため、保健センターと学校保健の連携による健康教育を実施します。 ・中学校における防煙教育、薬物乱用防止講座	健康福祉課 学校教育課
135	詐欺や犯罪に巻き込まれないための教育の推進	こどもたちが詐欺や性犯罪、「闇バイト」等の犯罪に巻き込まれないようにするため、学校教育において児童・生徒に注意喚起や危険性の周知を行います。	学校教育課
136	SNS等についての教育の推進	SNSやインターネットについて、ルールを守って適切に使用することができるよう、学校教育において情報モラル教育を行います。	学校教育課

(3) 若者の力を揖斐川町の未来へつなぐために

若者は、地域を担い、地域の未来を背負う存在です。若者の力を揖斐川町の未来へつなぐための取組を進めることで、地域に新たな活力が生まれます。

しかし、その一方で、若者は人生設計に向けた様々な課題に直面しています。どこで暮らすのか、どんな職業に就くのか、誰と出会うのか…目標に向かって順調に進むことができる人もいれば、そうでない人もいます。

そんな若者のニーズに寄り添うことで、若者にとって暮らしやすい環境が生まれます。

若者の今後の成長を見据え、地域経済の担い手として確保し、経済的基盤の安定を図るため、若者や子育て世帯の移住・定住を促進するとともに、揖斐川町で暮らす若者への支援を充実させます。美しい揖斐川町をいつまでも後世に残すことができるよう、地域社会全体でコミュニケーションを深め、活力ある未来へ向けた取組を進めます。

① 若者の生活基盤構築への支援

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
137	若者の移住・定住支援	新築住宅や住宅改修の奨励、賃貸住宅家賃助成等により、揖斐川町への移住・定住を支援するとともに、移住者を呼び込むための情報発信を行います。	政策広報課
138	若者の就労支援	公共職業安定所など関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供します。 ・町内居住者の雇用者に対する助成	商工観光課

② 若者の活躍推進

【取組】

No.	取組	取組内容	担当課
139	こども・若者の交流機会の創出	地域に住むこども・若者同士が交流できるようなイベント等の実施、コミュニケーションの舞台となるような施設の整備や運営等を行います。 ・「ぎふ木遊館」サテライト施設の整備検討	関係各課
140	若者の地域負担軽減	町内に住む若者が住みづらさや閉塞感を抱えないよう、既存の社会制度や地域慣習の見直し等により、若者の地域負担の軽減に向けた配慮を行います。	関係各課

第5章

第3期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援制度は、市町村が主体となって実施する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付費と小規模保育事業等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校等を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」により構成されます。この制度のもと、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援サービスの実施に主体的に取り組みます。

〔図20 子ども・子育て支援制度の全体像〕



2 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に即して策定しています。基本指針については、令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で1つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を1つの提供区域としました。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。また、計画における提供区域の数により利用者の施設・事業の選択範囲が影響を受けることはありません。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定こどもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども（以下、3号（0歳）・3号（1歳、2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働等）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本町における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）。

なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

町民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(7) こどもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から17歳までのこどもの人口を、令和7年から令和11年までの3月31日現在における住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から17歳までのこどもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

〈表9 こどもの人口の見込み〉

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	62	58	55	53	50
1歳	53	64	60	57	55
2歳	77	55	66	62	59
0～2歳計	192	177	181	172	164
3歳	68	76	54	65	61
4歳	88	68	76	54	65
5歳	91	89	69	77	55
3～5歳計	247	233	199	196	181
6歳	102	91	89	69	77
7歳	102	102	91	89	69
8歳	123	101	101	90	88
9歳	129	124	102	102	91
10歳	132	129	124	102	102
11歳	133	132	129	124	102
6～11歳計	721	679	636	576	529
12～17歳計	897	863	825	803	783
合計	2,057	1,952	1,841	1,747	1,657

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

【 令和7年度 】

	令和7年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	247		62	53	77	
①量の見込み	19	17	200	21	37	57
②確保方策	283		371	24	59	83
特定教育・保育施設 （認定こども園、保育所、幼稚園）	23		371	24	53	70
特定教育・保育施設に含まれない幼稚園	260					
地域型保育事業				0	6	13
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠以外の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
②-① （確保方策一量の見込み）	247		171	3	22	26

※3号認定については、8割以上の保育利用率を見込む。

【 令和8年度 】

	令和8年度					
	1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	233		58	64	55	
①量の見込み	18	16	188	20	44	41
②確保方策	283		371	24	59	83
特定教育・保育施設 （認定こども園、保育所、幼稚園）	23		371	24	53	70
特定教育・保育施設に含まれない幼 稚園	260					
地域型保育事業				0	6	13
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠以外 の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
②-① （確保方策一量の見込み）	249		183	4	15	42

※3号認定については、8割以上の保育利用率を見込む。

【 令和9年度 】

	令和9年度					
	1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	199		55	60	66	
①量の見込み	16	14	161	19	42	49
②確保方策	283		371	24	59	83
特定教育・保育施設 （認定こども園、保育所、幼稚園）	23		371	24	53	70
特定教育・保育施設に含まれない幼 稚園	260					
地域型保育事業				0	6	13
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠以外 の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
②-① （確保方策一量の見込み）	253		210	5	17	34

※3号認定については、8割以上の保育利用率を見込む。

【 令和10年度 】

	令和10年度					
	1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育を 希望	左記以 外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	196		53	57	62	
①量の見込み	15	14	159	18	39	46
②確保方策	283		371	24	59	83
特定教育・保育施設 （認定こども園、保育所、幼稚園）	23		371	24	53	70
特定教育・保育施設に含まれない幼 稚園	260					
地域型保育事業				0	6	13
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠以外 の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
②-① （確保方策一量の見込み）	254		212	6	20	37

※3号認定については、8割以上の保育利用率を見込む。

【 令和11年度 】

	令和11年度					
	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	181		50	55	59	
①量の見込み	14	13	146	17	38	44
②確保方策	283		371	24	59	83
特定教育・保育施設 （認定こども園、保育所、幼稚園）	23		371	24	53	70
特定教育・保育施設に含まれない幼稚園	260					
地域型保育事業				0	6	13
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠以外の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
②-① （確保方策一量の見込み）	256		225	7	21	39

※3号認定については、8割以上の保育利用率を見込む。

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

4 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と連携し、協議等を実施していきます。
- 連絡会や研修等の機会を通じ、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組や保幼小連携、教育・保育施設と地域型保育事業実施施設の連携を推進します。
- 小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小1プロブレム）こどもが増加する傾向にある中、幼児期の教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育がそれぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、こどもの発達や学びの連続性を保障するため、教育の連続性・一貫性を確保するなど、両者の教育が円滑に接続し、こどもに対する体系的な教育を推進します。
- 保育士の人材確保対策の充実や保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業

各事業の量の見込みと提供体制の確保方策については、以下の通りです。

〈表10 地域子ども・子育て支援事業の種類〉

No.	対象事業	子ども・子育て支援法	ページ
(1)	利用者支援事業	第59条第1号	81
(2)	妊婦等包括相談支援事業 (伴走型相談支援)	第59条第1号 (利用者支援事業)	82
(3)	延長保育事業 (時間外保育事業)	第59条第2号	83
(4)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	第59条第3号	84
(5)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	第59条第4号	85
(6)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	第59条第5号	86
(7)	子育て短期支援事業(★)	第59条第6号	87
(8)	乳児家庭全戸訪問事業	第59条第7号	88
(9)	養育支援訪問事業(★)	第59条第8号	89
(10)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	第59条第8号	90
(11)	子育て世帯訪問支援事業(★)	第59条第8号	91
(12)	児童育成支援拠点事業(★)	第59条第8号	92
(13)	親子関係形成支援事業(★)	第59条第8号	93
(14)	地域子育て支援拠点事業	第59条第9号	94
(15)	一時預かり事業(★)	第59条第10号	95～96
(16)	病児保育事業	第59条第11号	97
(17)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	第59条第12号	98
(18)	妊婦健康診査事業	第59条第13号	99
(19)	産後ケア事業	第59条第14号	100
(20)	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	第59条経過措置	101

(★)の事業については、家庭支援事業として、児童福祉法第21条の18第1項の規定による利用の勧奨(利用勧奨)及び同条第2項の規定による支援の提供(措置)の対象事業に該当。

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では、基本型とこども家庭センター型を実施しています。

- ・基本型……………こどもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において相談支援等を行います。
- ・こども家庭センター型…母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行うとともに、特定妊婦、産後うつ、障がいがある方への対応や地域資源の開拓等、多様なニーズに対応できるような体制整備を行います。

【 担当課 】

子育て支援課……………基本型、こども家庭センター型（児童福祉機能）
健康福祉課（保健センター）……………こども家庭センター型（母子保健機能）

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	2箇所

【 量の見込みと確保方策 】（実施箇所数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
確保方策（B）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
特定型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差引（B）-（A）	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

【 今後の方向性 】

「こども家庭センター型」については、子育て支援課と健康福祉課（保健センター）のそれぞれで実施している相談支援等を一体化するため、令和7年度から母子保健機能と児童福祉機能の双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置するとともに、「こども家庭センター」としての周知を行います。

「基本型」については、令和6年度から「地域子育て相談支援機関」として子育て支援センターで実施しており、今後も継続実施していきます。

(2) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

【 概要 】

令和4年度より、伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）と経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）を一体として実施する事業（出産・子育て応援交付金事業）を実施しています。このうち、面談については、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から生後4か月までの間、の3回を基本としています。

なお、本事業（出産・子育て応援交付金事業）は、令和7年度から制度化される予定となっており、伴走型相談支援については「妊婦等包括相談支援事業」（利用者支援事業：妊婦等包括相談支援事業型）として位置付けられます。また、経済的支援については「妊婦のための支援給付」として実施されます。

【 担当課 】

健康福祉課（保健センター）

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦届出数			60件	53件	46件
面談実施合計回数			10回	104回	98回

※妊婦届出数に対して、3回の面談を実施。

【 量の見込みと確保方策 】（面談実施回数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	147回	141回	135回	129回	123回
確保方策（B）	147回	141回	135回	129回	123回
差引（B）-（A）	0回	0回	0回	0回	0回

【 今後の方向性 】

母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」を設置し、健康福祉課と子育て支援課とが連携しながら、今後も伴走型相談支援を継続実施していきます。

(3) 延長保育事業（時間外保育事業）

【 概要 】

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業です。

本町では、町立幼稚園の2園において延長保育を実施していますが、町立施設であるため、国の実施要綱に基づき、補助対象外となっています。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

やまと・きたがた幼稚園及びいび幼稚園において、18:30～19:00までの延長保育を実施しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	3人	35人	4人	2人
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【 量の見込みと確保方策 】（延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	8人	8人	7人	7人	6人
確保方策（B）	8人	8人	7人	7人	6人
差引（B） - （A）	0人	0人	0人	0人	0人
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【 今後の方向性 】

保育士等の確保に課題があるため、現行の町立幼稚園2園において今後も継続実施していきます。

(4) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

本町では、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助を実施しており、私立幼稚園（新制度移行園を除く）に在籍するこどもの保護者の世帯所得の状況等を確認した上で、該当する保護者が施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を補助しています。

教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助については、国の実施要綱の要件に該当する状況がないため、実施していません。

【 担当課 】

学校教育課（施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助）

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ受給者数	84人	153人	208人	210人	168人

※施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助。

【 量の見込みと確保方策 】

本事業には所得要件が設定されており、該当するすべての保護者に給付するため、量の見込みと確保方策については設定しないこととします。

【 今後の方向性 】

施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助については、今後も継続実施していきます。

(5) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る事業です。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

本町では、国の実施要綱の要件に該当しないと考えられるため、これまで本事業を実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

令和6年度において本事業を実施しておらず、令和7年度以降の実施見込みを立てることは困難であるため、量の見込みと確保方策については設定しないこととします。

【 今後の方向性 】

本町では、少子化の進行により、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大が見込まれないことから、今後も本事業を実施する見込みはないものと考えられます。

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【 概要 】

保護者の就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

本町では、6つの小学校区で小学校施設等を活用して実施しています。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児童数	125人	117人	107人	122人	165人
定員	160人	160人	160人	160人	160人

※登録児童数には休室児童を含む。

【 量の見込みと確保方策 】（登録児童数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	150人	141人	130人	117人	108人
1年生	44人	40人	39人	30人	34人
2年生	53人	53人	47人	46人	36人
3年生	23人	19人	19人	17人	16人
（低学年 計）	120人	112人	105人	93人	86人
4年生	14人	13人	11人	11人	10人
5年生	10人	10人	9人	8人	8人
6年生	6人	6人	5人	5人	4人
（高学年 計）	30人	29人	25人	24人	22人
確保方策（B）	185人	185人	185人	185人	185人
差引（B）-（A）	35人	44人	55人	68人	77人

【 今後の方向性 】

今後も継続実施していきませんが、利用者数の増加に応じた児童1人あたりの専用区画を確保する必要があります。また、学童保育指導員（放課後児童支援員）の安定的な確保等が課題となっているため、対応等の検討を進めます。

(7) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設または里親等において一定期間、養育・保護その他の支援を行う事業です。

本町には実施施設がないため、町外の乳児院及び児童養護施設と利用契約を締結し、必要時に利用できるようにしています。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	0人	0人	0人	0人	30人
委託契約締結施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設

※町内には実施施設がないため、町外の実施施設を利用。

【 量の見込みと確保方策 】(ショートステイ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	56人日	52人日	49人日	46人日	43人日
確保方策(B)	56人日	52人日	49人日	46人日	43人日
差引(B)-(A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
委託契約締結施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設

※町内には実施施設がないため、令和7年度以降は町外の実施施設の利用を前提として記載。

【 今後の方向性 】

町内には実施施設がないため、町外の実施施設の利用を前提としており、これまでと同様に近隣町の現有施設への委託によって見込み量を確保すると同時に、里親委託についても検討を進めます。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、伴走型相談支援において乳児家庭全戸訪問事業の目的と重なる3回目の面談を実施しているため、本事業を実施していません。

【 担当課 】

健康福祉課（保健センター）

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	76件	54件	65件	77件	48件

※令和4年度以降は伴走型相談支援と重複。乳児家庭全戸訪問事業の補助金適用なし。

【 量の見込みと確保方策 】

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）を実施し、その内容で足りているため、乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策については設定しないこととします。

【 今後の方向性 】

現状において妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）としての実施内容で足りているため、今後も本事業の実施見込みはないものと考えられます。

(9) 養育支援訪問事業

【 概要 】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

本町では、健康福祉課（保健センター）で実施しています。

【 担当課 】

健康福祉課（保健センター）

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	11件	24件	15件	27件	44件

【 量の見込みと確保方策 】（利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	35人	33人	30人	28人	25人
確保方策（B）	35人	33人	30人	28人	25人
差引（B）-（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

健康福祉課（保健センター）において対象家庭の訪問を実施しており、今後も継続実施していきます。

(10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【 概要 】

こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を行う事業です。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

本事業の内容として、(1) 調整機関職員の専門性強化、(2) 地域ネットワーク構成員の連携強化、(3) 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組、(4) 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組、(5) 地域住民への周知を図る取組、の5点が示されていますが、国の実施要綱の要件に該当しないと考えられるため、これまで本事業を実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

令和6年度において本事業を実施しておらず、令和7年度以降の実施見込みを立てることが困難であるため、量の見込みと確保方策については設定しないこととします。

【 今後の方向性 】

本町における児童虐待相談件数については多くなっているものの、都市部の自治体と比べると相対的に少なく、本事業の実施要綱に規定されている内容を人口が小規模の自治体で実施することは難しい側面があることから、引き続き情報把握に努めます。

(11) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって、「地域子ども・子育て支援事業」に新たに加えられました。

【 担当課 】

健康福祉課（保健センター）

【 現状 】

令和6年度から本事業が制度化されましたが、本町では、本事業を実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	46人日	43人日	41人日	39人日	37人日
確保方策（B）	0人日	0人日	0人日	39人日	37人日
差引（B）-（A）	-46人日	-43人日	-41人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

令和8年度以降の計画期間中に事業を実施できるよう、具体的な検討を行います。

(12) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって、「地域子ども・子育て支援事業」に新たに加えられました。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

令和6年度から本事業が制度化されましたが、本町では、本事業を実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】(利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3人	3人	3人	2人	2人
確保方策(B)	0人	0人	0人	0人	0人
差引(B) - (A)	-3人	-3人	-3人	-2人	-2人

【 今後の方向性 】

児童育成支援拠点事業の実施にあたっては、児童の居場所となる施設の確保や専門職員(児童指導員・保育士・社会福祉士・精神保健福祉士等)の確保が不可欠であり、本町においては課題が多いことから、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(13) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」に新たに加えられました。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

令和6年度から本事業が制度化されましたが、本町では、これまで当事者には職員の訪問等で個別に対応していたものの、講義やグループワーク等の集団的な取組は行っていません。

【 量の見込みと確保方策 】 (利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	4人	4人	3人	3人	3人
確保方策 (B)	0人	0人	0人	3人	3人
差引 (B) - (A)	-4人	-4人	-3人	0人	0人

【 今後の方向性 】

令和8年度以降の計画期間中に事業を実施できるよう、具体的な検討を行います。

(14) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を運営する事業です。

本町では、子育て支援センターにおいて実施しています。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	3,603人	2,200人	1,769人	2,511人	3,365人
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	3,889人回	3,585人回	3,666人回	3,484人回	3,322人回
確保方策(B)	3,889人回	3,585人回	3,666人回	3,484人回	3,322人回
差引(B) - (A)	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【 今後の方向性 】

子育て支援センターにおいて実施しており、今後も継続実施していきます。

(15) 一時預かり事業

【 概要 】

保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かる事業です。
なお、本事業には認定こども園に移行していない幼稚園で実施している「預かり保育」は含まれず、認定こども園に移行した幼稚園等で実施される「一時預かり（幼稚園型）」は含まれます。

〈1. 一時預かり（幼稚園型）〉

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

一時預かり（幼稚園型）の対象児童は、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児です。ただし、本町では町内に認定こども園に移行していない幼稚園があり、町立幼稚園において1号（教育）認定がほとんどないため、一時預かり（幼稚園型）を実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

アンケート調査結果をもとに算出される「量の見込み」には、地域子ども・子育て支援事業の対象外である「預かり保育」のニーズと地域子ども・子育て支援事業の対象である「一時預かり（幼稚園型）」の両方のニーズが反映されますが、本町においては町立幼稚園に在籍している1号（教育）認定児童がほとんどいないため、ニーズをゼロとして見込んでいます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策（B）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
預かり保育（C）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
差引（C）-（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※町立幼稚園では一時預かり（幼稚園型）を実施していないため、「預かり保育」で確保。

【 今後の方向性 】

現在は町内にある私立幼稚園において「預かり保育」が実施されていますが、今後は町立幼稚園において一時預かり（幼稚園型）を実施できるよう、検討を行います。

〈2. 一時預かり（幼稚園型）以外〉

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

いび幼稚園で、保護者の疾病、就労等により一時的に家庭での保育が困難な場合、または、育児疲れによる心理的・身体的負担を一時的に軽減したい場合等に利用できる一時預かり（一般型）を行っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	303人	95人	89人	37人	157人
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	133人日	125人日	115人日	112人日	105人日
確保方策（B）	133人日	125人日	115人日	112人日	105人日
差引（B） - （A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【 今後の方向性 】

今後も一時預かり（一般型）を継続実施していきます。

(16) 病児保育事業

【 概要 】

保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応ならびに病気の児童の自宅に訪問する事業です。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

本町では、町内にあった揖斐厚生病院への委託により、令和5年9月まで町内で実施していましたが、揖斐厚生病院の町外への移転により、令和5年10月以降は町内に実施施設がなくなりました。ただし、本事業については、勤務先の都合等による町外の実施施設の利用ニーズが従来からあるため、令和5年10月以前から実施施設を有する近隣市町と利用協定を締結しており、必要時に利用できるようにしています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（町内）	49人	4人	10人	7人	5人
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
延べ利用者数（町外）	4人	1人	8人	27人	9人
協定締結自治体数	5自治体	5自治体	6自治体	6自治体	5自治体

※延べ利用者数（町外）は、町民が町外施設を利用した数を集計。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	22人日	20人日	19人日	18人日	16人日
確保方策（B）	22人日	20人日	19人日	18人日	16人日
差引（B） - （A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※町内には実施施設がないため、令和7年度以降は町外の実施施設の利用を前提として記載。

【 今後の方向性 】

町内における実施に向けて、令和10年度を目途に施設整備を計画していきます。また、実施施設を有する近隣市町との利用協定を今後も締結していきます。

(17) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

本町では、町内や近隣にこどもの親族（祖父・祖母等）が居住している割合が都市部に比べると高く、親族からの支援（子育てへの協力）を受けられる割合についても高いと見込まれるため、実施していません。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	739人日	665人日	635人日	561人日	529人日
確保方策（B）	0人日	0人日	0人日	561人日	529人日
差引（B）-（A）	-739人日	-665人日	-635人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

本町では、こどもの祖父・祖母等が近隣に居住するなど、親族から子育て支援を受けられる世帯の割合が都市部よりも多いと考えられるため、都市部と比べるとニーズは少ないと考えられます。

本事業においては、提供会員と依頼会員をマッチングするためのアドバイザーの配置による職員の雇用が必要となり、事業費用がかかるため、引き続き実施時期や実施方法等について引き続き検討していきます。

(18) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

本町では、妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて妊婦健康診査受診票（14枚）を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成しています。

【 担当課 】

健康福祉課（保健センター）

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	100人	80人	65人	61人	53人
受診券交付数	1,425枚	1,172枚	951枚	1,005枚	785枚

【 量の見込みと確保方策 】（受診者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	686人回	658人回	630人回	602人回	574人回
確保方策（B）	686人回	658人回	630人回	602人回	574人回
差引（B） - （A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

すべての妊婦が妊婦健康診査受診票を利用し受診していますが、適切な時期に受診できるよう、今後も健康診査の必要性について周知し、事業を実施していきます。

(19) 産後ケア事業

【 概要 】

分娩施設退院後から出産後1年以内の間、病院、診療所等において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して支援する事業です。母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から産後ケア事業の実施が市区町村の努力義務となりました。

本町では、令和4年度途中から実施しています。

【 担当課 】

健康福祉課（保健センター）

【 現状 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数				1人	5人

※産後ケア事業には、短期入所型・通所型・居宅訪問型の3種類あるが、このうち短期入所型及び通所型については、町内には実施施設がないため、町外の施設を利用。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	36人日	34人日	33人日	31人日	29人日
確保方策（B）	36人日	34人日	33人日	31人日	29人日
差引（B）-（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※短期入所型及び通所型については、町内には実施施設がないため、令和7年度以降は町外の実施施設の利用を前提として記載。

【 今後の方向性 】

今後も継続実施するとともに、利用できる施設を増やすことについても検討していきます。

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を見据えて令和7年度に事業化されます。

ただし、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられるのは令和7年度のみであり、令和8年度からは新たな給付制度として創設されることが予定されています。

【 担当課 】

子育て支援課

【 現状 】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度において地域子ども・子育て支援事業として位置付けられる事業であり、現状において未実施です。

【 量の見込みと確保方策 】（必要定員数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0 歳児	量の見込み（A）	2人	2人	2人	2人	2人
	確保方策（B）	0人	2人	2人	2人	2人
	差引（B）-（A）	-2人	0人	0人	0人	0人
1 歳児	量の見込み（A）	2人	2人	2人	2人	1人
	確保方策（B）	0人	2人	2人	2人	1人
	差引（B）-（A）	-2人	0人	0人	0人	0人
2 歳児	量の見込み（A）	1人	1人	1人	1人	1人
	確保方策（B）	0人	1人	1人	1人	1人
	差引（B）-（A）	-1人	0人	0人	0人	0人

※令和8年度以降は、給付制度への移行を前提として記載。

【 今後の方向性 】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度からは新たな給付制度として全国一斉に実施されることが予定されています。

本町では、令和8年度から給付制度が始まった場合の提供体制の確保に努めることとし、令和7年度については事業を実施しません。

6 子育てのための施設等利用給付

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象とされていた幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料が一部無償化され、これまで法に位置付けられていなかった認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

現状では、町内の未移行幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用による給付ケースは一定数ありますが、町外の認可外保育施設等を利用するケースもわずかにあります。

そのため、「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、公正かつ適正な給付の確保、保護者の経済的負担の軽減や給付手続の利便性等を考慮し、給付を行います。また、給付の対象施設となる特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、認可外保育施設の監査状況の情報提供を県に依頼するなど、県と連携して実施します。

第6章

計画の推進

1 推進体制

本計画は、町はもちろんのこと、こども・若者、家庭、教育・保育施設等、地域がそれぞれの役割を担い、協働して計画の実現を図るものとします。

(1) 町の役割

町は国や県、関係機関等と連携し、すべてのこどもが健やかに生まれ育つ環境を整備するとともに、こども・若者の意見を各施策に活かし、こども施策を総合的・計画的に推進するよう努めます。

(2) こども・若者の役割

こども・若者は、様々な学びや体験等を通して自らの成長につなげるとともに、互いに助け合い、悩み等があれば、相談機関や周囲のおとなに積極的に伝えるよう努めます。

(3) 家庭の役割

家庭は、こどもの人間形成や基本的な生活習慣を養う重要な場であるとともに、保護者は次世代を担うこどもを養育する主体であるという自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たすよう努めます。

(4) 教育・保育施設等の役割

幼稚園、幼稚園、学校は、こどもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における教育や保育、子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めます。

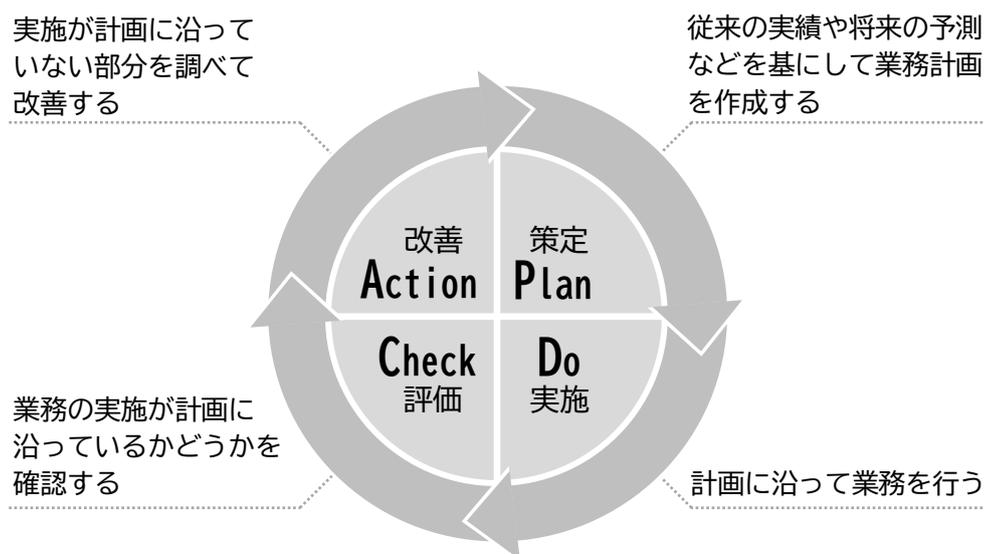
(5) 地域の役割

地域の住民や地域団体等は、こども・若者は地域の宝物として認識し、こども・若者の意見を聞き入れ、こども・若者が活躍できる環境を整備するとともに、それぞれの組織的機能を発揮して、こども・若者・子育て家庭を見守り、支援するよう努めます。

2 進捗管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価し、これに基づき施策を実施するものとします。

〔図21 PDCAサイクルのイメージ〕



資料編

1 策定経過

開催日時	内容等																												
令和5年7月19日	<p>第6回 揖斐川町 医療・介護・福祉 ワークショップ</p> <p>(1) 揖斐川町こども計画の策定について</p> <p>(2) ワークショップ</p> <p>① 揖斐川町において少子化の進行を食い止めるために、どんな取り組みが有効だと思いますか？</p> <p>② あなたが揖斐川町に住む「こども」の立場になったとき、家庭以外に安心できる居場所はどこにあると思いますか？</p>																												
令和5年11月～ 令和6年1月	<p>ニーズ調査（アンケート調査）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児童保護者、小学生児童保護者、小学5年生、中学2年生、高校2年生クラス年齢（①～⑤） ・ 「二十歳の集い」出席者対象者アンケートの実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配布数</th> <th>有効回答数</th> <th>有効回答率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 就学前児童保護者調査</td> <td>384 通</td> <td>283 通</td> <td>73.7%</td> </tr> <tr> <td>② 小学生保護者調査</td> <td>548 通</td> <td>347 通</td> <td>63.3%</td> </tr> <tr> <td>③ 小学生調査</td> <td>127 通</td> <td>126 通</td> <td>99.2%</td> </tr> <tr> <td>④ 中学生調査</td> <td>152 通</td> <td>141 通</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 16歳～17歳調査</td> <td>174 通</td> <td>85 通</td> <td>48.9%</td> </tr> <tr> <td>「二十歳の集い」参加者</td> <td>166 通</td> <td>37 通</td> <td>22.3%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配布数	有効回答数	有効回答率	① 就学前児童保護者調査	384 通	283 通	73.7%	② 小学生保護者調査	548 通	347 通	63.3%	③ 小学生調査	127 通	126 通	99.2%	④ 中学生調査	152 通	141 通	92.8%	⑤ 16歳～17歳調査	174 通	85 通	48.9%	「二十歳の集い」参加者	166 通	37 通	22.3%
区分	配布数	有効回答数	有効回答率																										
① 就学前児童保護者調査	384 通	283 通	73.7%																										
② 小学生保護者調査	548 通	347 通	63.3%																										
③ 小学生調査	127 通	126 通	99.2%																										
④ 中学生調査	152 通	141 通	92.8%																										
⑤ 16歳～17歳調査	174 通	85 通	48.9%																										
「二十歳の集い」参加者	166 通	37 通	22.3%																										
令和6年3月13日	<p>令和5年度 揖斐川町子ども・子育て会議</p> <p>(1) 令和5年度現在の進捗状況について</p> <p>(2) 児童福祉法の改正等について</p> <p>(3) ニーズ調査（アンケート調査）の実施結果について</p> <p>(4) 令和6年度の取組について</p>																												
令和6年8月5日	<p>令和6年度 第1回 子ども・子育て会議</p> <p>(1) 改正児童福祉法への対応及び自治体こども計画の策定について</p> <p>(2) ニーズ調査（アンケート調査：R5実施）の実施結果について</p> <p>(3) 「第1期揖斐川町こども計画」素案作成上の留意点について</p>																												
令和7年1月23日	<p>令和6年度 第2回 子ども・子育て会議</p> <p>(1) 「第1期揖斐川町こども計画」の素案について</p> <p>(2) 「第1期揖斐川町こども計画」の策定に向けた今後のスケジュールについて</p>																												

開催日時	内容等
令和7年1月31日～ 令和7年2月16日	パブリックコメント ・LoGo フォーム、持参、郵送、電子メール
令和7年2月21日	令和6年度 第3回 子ども・子育て会議 (1) パブリックコメントの結果について (2) 「第1期揖斐川町こども計画」の計画案の最終確認について
令和7年3月7日	「第1期揖斐川町こども計画」答申

※町関係機関では、こども家庭センター設置検討会議（令和5年度中に9回）、こども家庭センター一会議（令和6年度中に3回）を開催。



令和5年7月19日 第6回 揖斐川町 医療・介護・福祉 ワークショップの様子

2 揖斐川町子ども・子育て会議条例

平成25年6月13日

条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、揖斐川町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(令和4年12月9日条例第33号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 揖斐川町子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 7 月 10 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、揖斐川町子ども・子育て会議条例（平成 25 年揖斐川町条例第 18 号（以下「条例」という。））第 9 条の規定に基づき、揖斐川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(守秘義務)

第 3 条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 揖斐川町子ども・子育て会議委員

組織等	氏名	備考
桜花学園大学保育学部国際教養こども学科教授	ダーリンプル 規子	副会長
揖斐川町PTA連合会会長 (谷汲小学校PTA会長)	山本 真也	
揖斐川町立幼児園保護者会連合会会長 (おじま幼児園保護者)	大濱 美華	
西濃子ども相談センター所長	中島 康徳	
揖斐川町主任児童委員代表	小寺 義則	
揖斐川町社会福祉協議会事務局長	三島 晃照	
揖斐川町小中学校校長会 (北方小学校校長)	中島 勝義	
揖斐郡北西部地域医療センター長	横田 修一	
揖斐幼稚園学園長	佐木 みどり	会長
揖斐川町立幼児園園長代表 (おじま幼児園園長)	高橋 一恵	
揖斐川町公民館長代表 (久瀬地区公民館長)	中島 保男	

第1期揖斐川町こども計画

令和7年3月

発行 揖斐川町

編集 揖斐川町子育て支援課

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

T E L : 0585-22-2791

F A X : 0585-22-4496

